教育課程部会 教育課程企画特別部会（第22回） 配付資料

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/101/siryo/mext_00065.html

記事ページ本文

現在位置
トップ
>
政策・審議会
>
審議会情報
>
中央教育審議会
>
初等中等教育分科会
>
教育課程部会 教育課程企画特別部会
> 教育課程部会 教育課程企画特別部会（第22回） 配付資料
教育課程部会 教育課程企画特別部会（第22回） 配付資料
1．日時
令和8年10月30日（金曜日）9時30分～11時30分
2．場所
WEB会議と対面による会議を組み合わせた方式
3．配付資料
議事次第 (PDF:108KB)
【進行資料】教育課程企画特別部会（第22回）の流れ（イメージ） (PDF:347KB)
【資料１－１】全国公立学校教頭会 御発表資料 (PDF:377KB)
【資料１－２】全国国公立幼稚園・こども園長会 御発表資料 (PDF:565KB)
【資料１－３】全日本私立幼稚園連合会 御発表資料 (PDF:539KB)
【資料１－４】日本私立中学高等学校連合会 御発表資料 (PDF:182KB)
【資料１－５】公益財団法人日本宗教連盟 御発表資料 (PDF:290KB)
【資料１－６】日本商工会議所 御発表資料 (PDF:901KB)
【資料１－７】一般社団法人日本経済団体連合会 御発表資料 (PDF:630KB)
【資料２－１】全国都道府県教育委員会連合会 御発表資料 (PDF:437KB)
【資料２－２】中核市教育長会 御発表資料 (PDF:529KB)
【資料２－３】全国市町村教育委員会連合会 御発表資料 (PDF:489KB)
【資料２－４】全日本中学校長会 御発表資料 (PDF:391KB)
【資料２－５】日本教育大学協会 御発表資料 (PDF:353KB)
【資料２－６】一般社団法人国立大学協会 御発表資料 (PDF:418KB)
【参考資料1】次期学習指導要領等に向けた審議まとめ
【参考資料2】教育課程企画特別部会 ヒアリング等実施予定団体一覧 (PDF:177KB)
PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。
Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。
ページの先頭に戻る
文部科学省ホームページトップへ

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
教育課程企画特別部会（第 22 回）議事次第

１．日 時　令和８年 10 月 30 日（金）９：30～11：30

２．場 所　文部科学省東館 15F１特別会議室、16F２特別会議室
※ウェブ会議と対面による会議を組み合わせた方式
※二会場同時開催の形式にて実施

３．議 題
（１）次期学習指導要領等に向けた関係団体からのヒアリング④
（２）その他

４．配付資料
進行資料　　教育課程企画特別部会（第 22 回）の流れ（イメージ）
資料１－１　全国公立学校教頭会　御発表資料
資料１－２　全国国公立幼稚園・こども園長会　御発表資料
資料１－３　全日本私立幼稚園連合会　御発表資料
資料１－４　日本私立中学高等学校連合会　御発表資料
資料１－５　公益財団法人日本宗教連盟　御発表資料
資料１－６　日本商工会議所　御発表資料
資料１－７　一般社団法人日本経済団体連合会　御発表資料
資料２－１　全国都道府県教育委員会連合会　御発表資料
資料２－２　中核市教育長会　御発表資料
資料２－３　全国市町村教育委員会連合会　御発表資料
資料２－４　全日本中学校長会　御発表資料
資料２－５　日本教育大学協会　御発表資料
資料２－６　一般社団法人国立大学協会　御発表資料

参考資料１　次期学習指導要領等に向けた審議まとめ
参考資料２　教育課程企画特別部会　ヒアリング等実施予定団体一覧

教育課程企画特別部会（第22回）の流れ（イメージ）

令和８年１０月３０日
教育課程企画特別部会
進　行　資　料

	時間	会議室A	会議室B
1 **開会**	9:30～9:35	進行上の確認等	進行上の確認等
2 **学習指導要領等に向けた関係団体からのヒアリング**	9:35～9:45	全国公立学校教頭会より説明	全国都道府県教育委員会連合会（全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会）より説明
	9:45～9:55	全国国公立幼稚園・こども園長会より説明	中核市教育長会より説明
	9:55～10:05	全日本私立幼稚園連合会より説明	全国市町村教育委員会連合会より説明
	10:05～10:15	日本私立中学高等学校連合会より説明	全日本中学校長会より説明
	10:15～10:25	公益財団法人日本宗教連盟より説明	日本教育大学協会より説明
	10:25～10:35	日本商工会議所より説明	一般社団法人国立大学協会より説明
	10:35～10:45	一般社団法人日本経済団体連合会より説明	質疑応答等
	10:45～11:25	質疑応答等	
3 **閉会**	11:25～11:30	次回以降についての連絡等	次回以降についての連絡等

※2つの会場に分かれて実施

全国公立学校教頭会

次期学習指導要領への意見発表

令和８年10月30日
教育課程企画特別部会
資　料　1　－　1

Ⅰ　多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに

「主体的・対話的で深い学び」の実装 子供の実態に応じた授業改善	多様性の包摂 一人一人の可能性を引き出す学校づくり	実現可能性の確保 教職員が取り組める時間と体制

本会は、次期学習指導要領の理念に賛同し、確実な実施に向けて取り組みを進めてまります。
研究主題「未来を切り拓く力を育む魅力ある学校づくり」の下、全国の副校長・教頭が授業改善と教職員育成に取り組み、多様な子供たちの「深い学び」を確かなものになることを目指します。

Ⅱ　調整授業時数制度と研究・研修等枠を生かす取組

現場で実現したいこと	取組を後押しする支援	学校での活用
時数調整・合意形成に十分な時間を取りたいです	「研究・研修等枠」を学校の判断で柔軟に活用し、教育課程の検討や教材研究、情報交換を充実させたいと考えます。	学校や子供の実態に応じた教育課程の編成
多様な実践を参考に、教材や評価を工夫したいです	各地域・学校の実践や教材、評価の工夫を共有し、参照しやすい仕組みにより、自校に合う取組を進めたいと考えます。	授業改善・研修に向き合える余白
保護者・地域に学びの意義を伝えたいです	国からも保護者・社会へ改革の趣旨を直接発信するとともに、学校からも丁寧に説明し、地域や保護者に理解を共に広げたいと考えます。	制度への理解と円滑な導入
転出入する子供の多様な学びを生かしたいです	各教科等の内容を扱う前提で時数を調整し、多様な学びの履歴を簡潔に引き継ぎ、転入先でも経験を生かしたいと考えます。	子供の学びの継続

計画・報告の手続を簡素にしていただき、調整授業時数制度の運用を進め、生まれた余白を授業改善と研究・研修に生かし、次期学習指導要領の確かな実施において、子供たちの学力の向上に努めてまいります。

Ⅲ・Ⅳ　教育課程の改善に向き合う時間を有効に活用し、子供の学びへの支援体制の構築を行います

Ⅲ　副校長・教頭の力を生かす体制

本会令和8年度調査	割合
通常日の12時間以上勤務	小学校43.6% 中学校48.9%
マネジメント支援員の配置	6.5%
配置効果　事務負担の軽減	83.9%
配置効果　教育課程・学校経営の時間増加	28.1%

役割分担と調整支援を生かす取組

勤務管理・連絡調整を組織で支えるため、支援員の配置拡充と役割の明確化などを通し、人材育成に尽力し事務職員等との分担の再構築をおこなうなど、教育委員会の調整支援を生かし、新しい教育課程をしっかりと行いたいと考えます。

Ⅳ　教職員の確保と専門性の向上

本会令和8年度調査	割合
令和8年度始業式時点の教職員不足	16.2%
令和7年度の未配置時に 副校長・教頭が授業の一部を担当	36.1%

16.2%と36.1%は年度・対象が異なります。
36.1%は教員未配置があった学校での回答です。

教員確保・育成と環境整備

教職員一人一人が力を発揮するために、教職員定数の改善と欠員・産休・育休等の代替教員確保をお願いし、学びを支える体制を充実させたいと考えます。情報教育・技術分野の教員育成、実践的研修、若手が学ぶ機会を大切にします。専門スタッフ・ICT支援員の配置の継続性を生かし、確実な実施に力を尽くします。

人員と役割分担を教育課程の成功につなげます

支援員・教員の確保
欠員や代替教員への対応を確実に
→
国・教育委員会と役割分担・調整支援を
生かし、人材育成と環境整備に尽力する
→
教育課程の確実な実施と
教職員の育成を行い、成果をあげます

人員の確保を確実に行い、役割分担や調整支援、継続的な育成と環境整備につなげることで、教育課程の確実な実施と教職員育成に取り組み、次期学習指導要領の目標達成を目指してまいります。

Ⅴ　国・教育委員会・学校が確実な成果を上げるために共に進めるための支援をお願いしたい

私たちは全国各地の実践や情報などを連携して、多様な子供の学びを支えます

国
安定した財政措置・社会への発信
実践の共有・研修等による支援

→

教育委員会
人材配置・調整支援・相談
学校の実情に応じた伴走支援

→

学 校
教育課程の改善・教職員育成
多様な子供の学びを支える実践

支援スタッフ・ICT環境・研修機会の地域差の改善への支援により、全国全ての学校で、同一歩調で次期学習指導要領の理念を生かした教育を進めてまいります。

支援の柱	共に進めたい取組	実施に向けたねらい
安定した財政措置	公財政教育支出の充実と、人的・物的条件を継続して整備できる安定財源の確保により、教育課程を成立させる人材を確保していただき、環境へ改善に進めたいと考えます。	自治体の財政力や人材確保の状況による学びの機会の差を防ぎます。
継続的な伴走支援	導入時から実施後まで、国と教育委員会と学校が課題を共有し、研修・相談・専門家の支援を生かして、実践を深めていきたいと考えます	学校の実情に合わせて実践例をどんどん提供していただき、それを活用することで実施後の課題に対応します。
学校外との役割分担	「学校・教師が担う業務に係る3分類」の社会への周知と併せて、学校でも業務を見直し、保護者・地域・関係機関と役割を共有していきます。	教職員が子供の学びに向き合える時間と体制を確保します。

本会で実施した最新の調査結果や学校現場の生の声を踏まえ、学校で実施するための条件整備を進め、副校長・教頭の私たちも国・教育委員会と共に次期学習指導要領の理念の実現に取り組んでまいります。

令和８年 10 月 30 日
教育課程企画特別部会
資　料　１　－　２

令和８年１０月３０日
全国国公立幼稚園・こども園長会

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」についての意見

幼児教育の質の向上と全ての子供に公平な教育機会を保障することは、我が国の未来を左右する重要な課題です。全国国公立幼稚園・こども園長会の各園は、幼児教育を生涯にわたる人格形成と学びの基盤を培う教育として明確に位置付け、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく質の高い教育実践を積み重ねることで、公教育の中核を担う役割を果たしてまいりました。「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」の公表を受け、国の教育政策を推進してきた本会の立場から以下のとおり意見を提出いたします。

１　はじめに

次期学習指導要領等の改訂に向けた基盤として、「主体的・対話的で深い学びの実装」、「多様性の包摂」、「実現可能性の確保」の三つの方向性が示されました。これらの方向性は、幼児教育においても大切にしてきた重要な視点です。幼児教育は、幼児一人一人の興味・関心や発達の特性を踏まえ、環境を通して行う教育を基本とし、幼児の自発的な活動としての遊びを通して資質・能力が育成されることを目指しています。幼児が人やもの、自然などの環境に主体的に関わり、多様な他者との関わりの中で試行錯誤を重ね、遊びや生活をよりよいものへと創り出していく過程は、まさに「主体的・対話的で深い学び」の基盤となるものです。また、幼児教育は、一人一人の環境の受け止め方や関わり方の違いを前提とし、幼児理解に基づき、一人一人に応じた教育を行うことを基本としています。このことは、「多様性の包摂」という次期要領改訂の方向性と深く重なるものでもあります。さらに、質の高い幼児教育を持続的に実現するためには、幼児が安心して自己を発揮し十分に遊び込むことのできる時間・空間・環境を保障するとともに、保育者が幼児を丁寧に理解し、環境を構成し、実践を振り返り改善していくための人的・時間的条件を確保することが不可欠となります。「実現可能性の確保」は、幼児教育においても教育の質を支える基盤として位置付けるべき大事な方向性の一つです。

これら三つの方向性は、小学校以降の教育においてのみ実現を目指すものではなく、幼児教育段階から高等学校段階までの学びの連続性の中で捉え、特に幼児教育がこれまで培ってきた「環境を通して行う教育」及び「遊びを通した総合的な指導」の意味と価値とともに、学校教育全体に生かしていくことが重要であると考えます。

２　「幼児教育」の事項について（各学校段階、教科等横断的事項に関する改善）

現行の幼稚園教育要領等の理念は幼児教育の本質であり、特に「環境を通して行う教育」を基本とし「遊びを通しての総合的な指導」を中心とすることについては、幼児教育段階から高等学校段階までの一貫性を図った教育の基盤として、今後も維持・継承すべきものであると考えます。また、現行の３要領・指針（平成 29 年告示）の改訂時には、幼児教育の内容の基準に関して整合性が図られ、施設類型の別なく全ての幼稚園・保育所・認定こども園において、ねらい及び内容を共有し実践に取り組むようになりました。今回の３要領・指針の改訂に向けた検討においては、幼児教育ＷＧ（中央教育審議会）と保育専門委員会（こども家庭審議会）が合同で開催され検討が進められてきた経緯そのものが、幼児教育の未来を展望する上でも大変意義深いことであり、今後更に、施設類型を超えた園の保育者が３要領・指針に記載された内容の理解に努め、実践を通して、共に幼児教育の質の向上を図っていくことが重要です。

○資質・能力の育成に向けた「遊びの深まり」の実現について

幼児の自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習と言えるものです。幼児が遊びそのものに没頭し夢中になって試行錯誤する過程にこそ学びがあり、遊びの過程を充実させることにより「遊びの深まり」は実現していくと考えます。そのため、幼児から「やってみたい」という思いが湧いてくるような環境の構成・再構成や、言葉掛け、共感などの援助が大切であり、これらを見極めていく保育者の役割と専門性が引き続き重視されることを願います。併せて、近年、価値の多様化が進み、遊びが様々な捉え方をされている実態が散見されます。幼児期の遊びを通した学びが全て教科学習に着地するような説明や、幼児の興味・関心とは無関係に教科学習の前段階としての個別の活動を体験すべきものとして示すような発想が助長されることのないようにお願いしたいと思います。幼児教育においては、幼児の体験を保育者が一方的に関連付けるのではなく、幼児自身の中で関連し学びとなっていくことを支えることが大切です。幼児の思いがまずあって様々な遊びや活動が始まるということを改めて確認し、理解・啓発を図っていただくこともお願いいたします。

○資質・能力の在り方について

『０歳から１８歳までの「学び」を見通して、乳幼児が自らの「好き」や「得意」を見付けたり広げたり深めたりすることを原動力に、直接的・具体的な体験を積み重ね、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力の育成を図る』という方向性が示されています。これまでも、国公立幼稚園・こども園では、幼児がありのままの自分が受け入れられる心地よさや嬉しさなどを味わうことで得られる自尊感情や自己有用感等を支えに、自分にしか感じ得ない様々な欲求を他者との関係性の中で表出し、自分の思いが保育者や友達との生活の中で満たされていくことを通して、自分を取り巻く環境の意味を捉えていく過程を大切にしてきました。身の回りの環境（ひと・もの・こと）と関わりながら捉えたものは全て、その幼児の資質・能力となっていきます。身体を動かして遊ぶことやその心地よさ、不思議に感じたり確かめて分かったりする面白さ、友達と一緒に取り組むことの楽しさ、できるようになろうと考えたり工夫したりすることやできるようになって味わう達成感とできるようになるまで取り組んだ自分についての気付き、一緒に喜んでくれる友達の存在の嬉しさなどが、その幼児の中で意味のあることとして関連付いていき、このことが、資質・能力を一体的に育むということであると捉えてまいりました。次期要領においても、一人の幼児をまるごと捉える幼児理解の本質が継承され、資質・能力の育成の大事な視点として他の園・校種にも理解が広がっていくことを希望いたします。

○指導・評価の改善充実の在り方について

国公立幼稚園・こども園においては、教育課程を基に、月単位・週単位等の指導計画を立て、日々の保育（実践）を行っています。小学校以降と大きく違う点として、学ぶ内容の明確な順序性が示されていないことが挙げられます。一人一人の幼児の中でどのように過去の体験が生かされるか､どの体験とどの体験がつながっていくかは明確化できるものではなく、保育者は、あらゆる機会を緻密に想定することで、タイミングを逃さずその幼児にとっての体験がつながっていくように指導計画を立案していきます。幼児教育における指導計画は、あくまでも予想される幼児の姿に基づいて立てるものであり、実際の保育の中で幼児が何を楽しみ、何を体験していたのかを丁寧に読み取り、更にどのような資質・能力につながるのかの見通しをもち、翌日、翌週、翌月の幼児の姿を予想して立案していくものです。その際、予想される幼児の姿が実際の姿と乖離しないよう、日々記録を取り、幼児の体験を捉えていくことにも努めます。国公立幼稚園・こども園では、この営みをたゆみなく続けていくことを幼児教育の実践の基本に据え、保育者一人一人が主体性をもって指導計画の立案や幼児の姿に基づく評価と改善に真摯に取り組んでまいりました。指導と評価の改善充実を図る上で、記録が欠かせないこと、遊びの中の学びを見取る視点と表す言葉をもつことの重要性を広く発信していただきたいと思います。また、この営みが幼児教育の質の高さにつながっていることも、社会全体に共有されていくことを期待いたします。

〇特別な配慮が必要な乳幼児への指導や支援の改善充実の在り方について

国公立幼稚園・こども園では、これまでも多様な背景をもつ幼児を積極的に受け入れ、幼児が互いに分かり合い認め合えるようになる過程を大切にしながら、どの子も共に園生活を楽しむことができるような様々な工夫を重ねてきました。地域の療育センター等との連携を図るとともに、幼児の発達と学びをつなぐことができるよう個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成なども丁寧に行い、これらの取組の積み重ねによる地域の園としての信頼が、支援の必要な幼児が国公立の園の入園を希望する要因の一つにもなっております。この実態を踏まえ、幼児一人一人の発達の特性や興味・関心等に応じた幼児教育の基本を押さえた「基礎的環境整備」が進められることも全国的に課題となっています。

また近年、外国人等の園児数も増加しています。今後は、言語・文化的背景の異なる幼児が安心して自己発揮することができるよう、母語や母文化を園生活に取り入れるための工夫が必要となります。これらの特別な配慮を要する幼児を包摂する教育を一層充実させられるよう、関係機関との連携も含め、各園の取組へのサポートをお願いいたします。

〇幼児教育と小学校教育との円滑な接続の在り方について

「環境を通して行う教育」の理念を軸として、幼児教育から小・中・高等学校教育まで一貫性を図った教育が行われるよう、次期学習指導要領に位置付けていくことを求めます。

また、５歳児から小学校１年生までの架け橋期においては、接続期のカリキュラムを形式的に作るのではなく、教育内容の相互理解と実践を通じて、学びの連続性を保障することが重要であり、その成果が初等中等教育全体へ広まっていくことが期待されます。現在、幼児教育と小学校教育の円滑な接続については、幼児教育施設同士の横の連携も図られるようになってきた成果がある一方、全国的に見ても充足しているとはいえない状況も見られます。円滑な接続を図るに当たっては、各幼児教育施設と小学校の両者が、連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互に共通理解を図ることが重要です。特に小学校においてスタートカリキュラムを検討する際には、幼児教育施設との意見交換等を通じて子供たちの園での生活や学びの状況等を把握することが重要であることについて、小学校関係者の理解が図られるよう、周知・発信をお願いいたします。連携の意識が不十分な地域においては、教育委員会が積極的に関与し、幼児教育センターや架け橋期のコーディネーター等を活用しながら、接続の取組を推進することを望みます。

また、幼児教育段階における「育みたい資質・能力の３つの柱」、「３つの視点及び５つの領域のねらい及び内容」、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の関係性を明確化する際に、小学校以降の校種にも誤りなく理解が図られていくよう、丁寧な説明と周知をお願いしたいと思います。

３　おわりに

幼児教育の質は、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の記述を理解するだけで保障されるものではありません。研究・研修と実践の往還を支える人材・時間・環境を整え、質の高い実践を通じて保育者が共に学び合い研鑽を深めることで、全ての幼児教育施設で幼児期にふさわしい教育が展開されるように努めなければなりません。国公立幼稚園・こども園は、これからも幼児教育の基本を実践で具現化することにより、次期要領等の趣旨の浸透に貢献していきたいと考えております。各自治体において、国公立幼稚園・こども園が、地域の園や小学校等に幼児教育の知見を還元する拠点として機能するように、その役割が一層強化されていくことを希望いたします。そのためにも、国公立幼稚園・こども園が安易に廃園されることのないように、また施設類型の配置転換後も保育者の研修の機会が保障されていくように願います。国公立幼稚園・こども園が培ってきた実践を地域の教育的財産として残す視点で、各自治体に対する園の条件整備等への支援を検討していただくことも併せてお願いし、本会の意見といたします。

令和８年 10 月 30 日
教育課程企画特別部会
資　料　１　－　３

令和８年 10 月 30 日

質の高い幼児教育の実現に向けて

一般社団法人 全日本私立幼稚園連合会
会　長　　尾上　正史

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

ノーベル経済学賞を受賞したヘックマン教授は、長期追跡調査の結果「幼児期への投資は、その後のどの教育段階への投資よりも高い社会的収益率をもたらす。」と指摘しています。

予想をはるかに超えて少子化が進む我が国において、乳幼児期の教育が国の将来を左右すると言っても決して過言ではありません。今こそ、設置者や施設類型に関わらず全ての乳幼児に対して質の高い幼児教育を提供し、乳幼児期から小・中・高等学校まで一貫した教育観を貫くことが大変重要であると考えております。

小・中・高等学校の教育の土台となる幼児教育を担う教育施設において、何を大切にして教育を行うのか、どういった資質・能力を育てていくのかという観点から、これまでの実践や研究の成果を踏まえ、今後の期待・展望について意見いたします。

記

Ⅰ．環境を通して行う教育　～「遊び」は「学び」～

乳幼児期の子どもにとって、生活の多くが自発的な活動の「遊び」であることが重要です。

乳幼児期の子どもは、自らの興味・関心に基づいて遊ぶことで、多様な動きを経験し、身近な人やものとの関わりをもち、成長に必要な体験を積み重ねていきます。

まさに「遊び」は「学び」であり、乳幼児期の子どもが自らの興味・関心に基づいて遊ぶためには「環境を通して行う教育」が求められています。

教科等による系統的な指導ではなく、遊びを通しての総合的な指導によって乳幼児期の資質・能力の育成を図ることが重要であり、小学校の準備教育・先取り教育であってはならないと考えております。また、学問体系に区分しての指導や具体的に到達すべき目標を示すという方向性にならないことも肝要であると考えております。

「遊び」は「学び」であるという幼児教育の基本原則が今後の要領等においても揺らぐことなく継承されることを強く期待します。

２．体験的学び　～園庭の果たす役割～

質の高い幼児教育を実現する上で不可欠なものは、遊びの中で行われる直接的・具体的で多様な体験を保障する豊かな環境です。

その環境の一つである園庭は、戸外での運動遊びの場としてだけでなく、樹木や草花、生き物との出会い、その土地の気候を肌で感じるなど、自然との触れ合いの場でもあります。さらには、身体の様々な動きを導き出す遊具があり、砂場遊び、水遊びなど、多様な体験を積む環境があり、主体性・協同性・思考力・粘り強さなどの育成に大きく寄与するところです。

昨今の社会状況では屋外で子供たちが安心して活動できる場所や時間が減少しており、現代社会における園庭の役割はますます高まっていると言えます。

次期要領等においては、園庭の環境を通して、直接的・具体的で多様な体験を保障し質の高い教育活動が展開されることをより一層重視する方向をご検討いただき、各園の教育活動の質の向上を後押しいただけるようお願いします。

３．幼児教育の質の向上のために　～評価システムＥＣＥＱ®～

質の高い幼児教育を展開するためには、よりよい教育環境を作り出していく幼稚園教諭・保育教諭等の役割が極めて重要です。

教諭らは、高度専門職として、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努める義務を負っており、学び続ける存在であることが社会からも期待されています。このため、私立幼稚園等における研修と研究を担っている一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構では、各園が「公開保育を活用した幼児教育の質向上システム（ＥＣＥＱ®）」を通じて、幼稚園教諭・保育教諭等の資質能力の向上とそれに伴う幼児教育の質の向上および評価に取り組んでおります。

こうした取組が一層活性化し、全国の各園において幼児教育の質の向上が図られるよう、要領等の改訂とともに、幼稚園教諭・保育教諭等の処遇改善、養成の充実、人材確保支援の拡充、主体的かつ計画的な研修受講に向けた制度設計や支援、質の高い教育活動を展開している園への支援など、引き続き、制度の充実や支援策の拡充を図っていただきますようお願いします。

４．小学校との円滑な接続　～地域格差の是正～

子どもの発達や成長に必要な環境を切れ目なく構築するためには、幼児教育と小学校教育との円滑な接続が重要です。

合同会議・研修の開催、保育・授業の相互参観、架け橋期のカリキュラムの作成など、互いの教育への共通理解への取り組みが各地で為されて来てはおりますが、全国的にはその状況に大きな地域差があります。

国・都道府県・市町村が一体となった推進体制を整備し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に地域による差が生じないよう取り組んでいただくことをお願いします。

５．乳幼児期にふさわしい体験への理解　～ＩＣＴとの関わり～

本連合会における全国保護者アンケートでは、園に期待することとして「友だち作りや集団ルールを学ぶこと」、「スキンシップや会話等を通じ、子どもと笑顔で接してほしい」など、友だちや多様な人たちとの直接的な関わりが示されています。家庭や地域において兄弟姉妹や近隣の幼児と関わる機会が減少している昨今の状況を踏まえると幼児教育施設における集団生活での実体験が非常に重要になってきています。

一方で、現代社会のあらゆる場面を席巻しているＩＣＴによって人と人との直接的な関わりや実体験の機会が減少していることを危惧しております。

この度の議論により、ＩＣＴについては「具体的な体験の充実を図る道具として活用」と記載されたことを、幼児教育施設においても家庭においても認識し、ＩＣＴとの関わりが乳幼児の成長に有害とならないよう乳幼児の発達段階を充分に踏まえて適切に配慮されますことを期待し、次期要領等においては、幼児教育施設での集団生活を通して主体性や社会的態度、様々な人間関係について体験的および直接的な学びを重ねていくことを、引き続き、重視していただきますようお願いします。

最後に…

幼児教育は、子ども一人一人の健やかな成長と豊かな学びを支えるとともに、我が国の未来を築く最も重要な社会基盤です。幼児教育の基本や重要性および乳幼児期の子どもの姿（成長の段階など）について、幼児教育関係者のみならず、保護者や小学校関係者、さらには国民一般に広く理解されるよう、より一層強く発信いただくとともに、次期要領等の改訂が全ての子どもたちに質の高い幼児教育を保障し、幼児教育のさらなる充実・発展につながるものとなることを期待します。

令和８年10月30日
教育課程企画特別部会
資　料　１　－　４

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に関する意見

令和８年 10 月 30 日
日本私立中学高等学校連合会

令和８年 10 月に公表された「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」では、これからの社会変化を見据えつつ、日本の将来を担う子供たちに求められる資質・能力を育むため、「統合的な理解・総合的な発揮」の考え方を用いて外してはならない学習内容の本質を明確化しつつ、多様な子供たちや学校の実態に応じた柔軟な教育課程の編成を可能とする新たな仕組みの導入（義務教育段階の調整授業時数制度や、高等学校単位制の大幅な柔軟化）が示されたところである。

私立高等学校等は、これまでも建学の精神に基づき、その自主性・独自性を活かした特色ある教育の提供を行ってきた。一方、このように社会の変化が激しく少子化も進行し、子供たち一人一人がその力を最大限に発揮して、よりよい社会の担い手として育っていくことが一層求められている中にあって、私立学校に求められる役割や社会的使命もますます大きなものとなっていることに自覚的にならざるを得ない。私立学校はその自主性・独自性を活かして、従来の学力観からの転換を図り、新たな時代にふさわしい教育に向けた改革を先導して進めていくことが求められていると考えている。

こうした改革を進めていく上では、各学校がその創意工夫を生かした教育を実現しやすい環境を整えることが不可欠である。その点、審議まとめで示された、「統合的な理解・総合的な発揮」に基づく学習内容の構造的な整理・精選や、柔軟な教育課程を編成可能とする各種の方策は、こうした各学校の意欲的・先導的な取組を教育課程の面から支えるものと受け止めており、その方向性に賛同するところである。

その上で、次期学習指導要領の趣旨を学校現場において確実に実装するために、以下の点に特に留意して検討を進めていただきたい。

１．高等学校教育改革と大学入学者選抜・高等教育改革との一体的推進について

審議まとめにおいて示された高等学校の国語・数学等の科目再編、及びその背景にある文理分断からの脱却という方向性については、今を生きる子どもたちが変化の激しい社会を生き抜く力を育むという観点から、その必要性を十分に理解するところである。本連合会加盟校においても、STEAM 教育や課題解決型学習（PBL）の導入、文系・理系の枠にとらわれない教科横断型のカリキュラム編

成など、各校がそれぞれの建学の精神に基づき、意欲的に取組を進めているところである。

しかしながら、高等学校卒業生の約６割が大学へ進学する現状において、高等学校の学びはその出口に位置する大学入学者選抜と分かちがたく結びついている。文系学部では高等学校における数学の学びがほとんど評価されない、といった現在の大学入学者選抜の科目設定や出題の在り方、あるいは、大学における定員設定や学部・学科の枠組みが変わらなければ、生徒・保護者は既存の入試に最適化した学習を求めざるを得ず、高等学校教育における取組は実効性を欠くおそれがある。

ついては、本改革を真に実効性あるものとするため、初等中等教育局と高等教育局が緊密に連携し、高等学校教育改革と大学入学者選抜改革・高等教育改革を一体のものとして、整合性をもって力強く推進されるよう強く要望する。

２．次期学習指導要領に関する保護者への普及・啓発

次期学習指導要領の理念を学校現場において着実に実現するためには、保護者の理解と、積極的な役割が不可欠となる。審議まとめに示された「統合的な理解・総合的な発揮」に基づく学習内容の精選を踏まえた授業改善や、調整授業時数制度・高等学校単位制の大幅な柔軟化を踏まえた教育課程の見直しなどに取り組もうとしても、保護者の理解が十分に得られなければ、従来の教育活動の維持を求める声が挙がるなど、必要な改革が進まなくなることも懸念される。

文部科学省も令和８年８月、「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン」を策定しているが、私立学校においても公立と同様、保護者等による社会通念上許容される範囲を超えた言動への対応について苦慮する実態もある。また、OECD の PISA2025 では、「家庭による支援的な関わりの頻度」が OECD 平均よりも低いというデータも明らかとなっている。保護者が単なる教育サービスの利用者としてではなく、学校と共に子供たちの成長を支えるパートナーとして、学校とともに当事者意識を持って教育活動に関わっていく環境を醸成することが求められる。

具体的には、保護者が、子供たちが生きるこれからの社会の在り方やそのための日々の学習活動に関心を寄せ、子供の良き理解者として支援的に関わるとともに、学校での子供たちの様々な挑戦を応援し、学校はそれに応えて多様な子供たちの挑戦を支える柔軟で質の高いカリキュラムを構築する、という好循環を生み出していくことが重要である。

ついては、学校と保護者が連携しながら次期学習指導要領の趣旨を実現していくために、次期学習指導要領が目指す教育の方向性について、国が主体となって保護者に対する積極的かつ継続的な周知・啓発を行うことが必要である。

３．主権者教育について

審議まとめにおいて、教師の適切な指導のもと、発達段階に応じ、校則の見直しや子供による行事の企画運営等を重視していく方向性については、こども基本法が成立し、子供の意見表明や子供の意見の尊重が明文化されたことを踏まえ、主権者教育の一環として主体的に社会参画する力を育むという教育的観点から、学習指導要領に落とし込もうとしている今回の案には、一定の理解はできるところである。

しかしながら、このことが曲解され、子供や保護者からの理不尽な意見や要望により学校運営に支障をきたすケースが出てくることは避ける必要がある。私立学校の実情は極めて多様であり、学校の様々なルールや学校行事の在り方を、伝統として長く引き継いできた学校も多い。

もとより、校則については、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものであることが、生徒指導提要でも明確にされている。こども基本法の施行通知においても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、子供にとって最善とは言い難いと認められる場合には、子供の意見とは異なる結論が導かれることはあり得る、としている。

ついては、こうした法的整理をしっかりと踏まえ、学校現場に誤解や混乱を招くことがないよう、今回の学習指導要領の改訂は、子供に校則の見直しや学校行事の企画運営等の権限を全面的に移譲するという趣旨のものではなく、子供の意見表明権や社会的活動に参画する機会の確保を進めつつも、それら全体はあくまでも教育活動の一環として、学校長の最終的な責任のもとで実施されるべきものであることを明確化すべきである。

以上

令和８年10月30日
教育課程企画特別部会
資　料　１　－　５

令和８（２０２６）年１０月３０日

中央教育審議会
初等中等教育分科会教育課程部会
教育課程企画特別部会　御中

公益財団法人　日本宗教連盟
理事長　上原榮正

「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」に対する意見

日本宗教連盟について

公益財団法人日本宗教連盟は、昭和２１年に創立した日本における諸宗教団体の連合組織です。教派神道連合会、全日本仏教会、日本キリスト教連合会、神社本庁、新日本宗教団体連合会の五つの団体で構成され、日本における宗教法人数の９０パーセント以上が参画しております。当連盟は、平成１５年１月に行われた教育基本法改正に伴う中央教育審議会基本問題部会等において意見陳述を行い、また、平成２８年の学習指導要領改訂議論の際にも「宗教知識教育」や「宗教文化教育」についての公正な学びの必要性を要望してまいりました。

１、　グローバル化する社会で多様な価値観に寛容である態度を育てるためには、宗教に関する客観的な知識及び宗教の持つ意義を正しく学ぶ教育が必要不可欠であること

このたびの学習指導要領等の改訂にあたり、その基盤となる考え方として「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を『みんな』で育む」（6 頁）ことが示されています。また、多様な子どもたちの「深い学び」を確かなものにするために、「主体的・対話的で深い学び」「多様性の包摂」「実現可能性の確保」という三つの方向性が示されています。これらは単なる教育技術の改善にとどまるものではなく、いのちの尊さや平和の希求、対立を乗り越えようとする心、共生の精神など、宗教心を育む視点を教育の根幹に据えることによって具現化されるものであります。

多様性の包摂は次期指導要領の柱の一つでありますが、宗教文化・宗教的背景は多様性の重要な構成要素であるといえます。海外留学をはじめ、ビジネスや観光産業の例を見てもわかるように、自国や他国の歴史や文化、宗教的習慣を学ぶことは、相手の価値観や思考の傾向性を理解するうえで重要な事項です。国内外の国際化が進む中、多様性を包摂する力を育てるための「知識」として、世界の主要な宗教に関する客観的な知識・教養や歴史に関する公正な理解は不可欠であり、また、他者の価値観を尊重し、偏見や差別を防ぐための基礎となります。

教育基本法の改正に関する中央教育審議会の平成１５年３月２０日付け「答申」では、「宗教に関する寛容の態度や知識、宗教の持つ意義を尊重することが重要」と明確に述べられています。宗教に関する知識とその意義を正しく知ることは、特定宗教の布教を目的とするものではなく、多様な宗教文化への理解、すなわち宗教が人格の向上や自己実現、救済をはじめ、人間の生き方、芸術、社会形成に果たしてきた役割への理解を深め、他者の価値観への寛容な態度を育むための基礎になります。歴史や地理・国語・英語・音楽・美術・道徳等の科目については、宗教に関する一般的な知識や教養と関連付けながら、教科横断的に学ぶこ

とが効果的であります。

また、教育基本法第２条第５項には「伝統と文化を尊重し」と明確に定められております。その実現のためには「伝統と文化」を生み育ててきた根本が何であるかを公正に学ぶことが欠かせません。これらのことに留意し、神社・寺院・教会等は地域の歴史・伝統・文化・祭礼・景観に大きな影響を与えてきました。地域に根差した宗教文化を「総合的な探究の時間」等の教材として扱うことで、子どもたちが生活する地域の理解を進め、海外にルーツを持つ子どもたちを含めて、それぞれの国の伝統や文化に親しみを持ち学ぶことは、個々のアイデンティティを構築するとともに、自他の立場や意見を尊重する態度を育てる一助になると思われます。

各宗教に関する客観的な知識を得ることは、自分で考え真偽を見極める力を養うことにもつながり、子ども一人ひとりが尊重され、いのちの尊厳や平和な社会に価値観を見出し、宗教的倫理観の理解を深めていけるような学習体験を通して、国内外の国際化が進む社会を生きるうえでの大切な糧となります。

以上のことから、豊かな宗教心を育むとともに、宗教に関する知識やその意義を学ぶための「宗教知識教育」と「宗教文化教育」を引き続き推進すること、併せて、信教の自由が尊重されることを要望いたします。

２、 AI（Artificial Intelligence）や ICT（Information and Communication Technology）の急速な発展のなかで、正しい情報を見極める知識や習慣が必要であること

審議まとめでは、「子供たちが社会の中核として活躍する 2040～50 年代を展望するとき、デジタル技術を含むあらゆる資源を総動員して、全ての子供が多様で豊かな可能性を開花できるようにすることが、我が国の未来のために不可欠。」（3 頁）であり、「一方で、こうした取組がデジタル一辺倒に陥ることは避けるべきであり、『デジタルの力も使ってリアルな学びを支える』との基本的な考えに立つ必要がある。五感を通じた体験や身体性、芸術やスポーツを通じた豊かな心身の育成の価値を今一度認識し、AI 時代にこそ重要となる、人間ならではの力を育むことを教育課程全体で強く意識する必要がある。」（4 頁）との記載があります。

デジタル学習基盤を活用した授業を行うにあたっては、多くの子どもたちが幼児期からモバイル端末に触れていることが前提であると思われます。初等中等教育では、情報モラルの理解を促し、メディアリテラシーを育成することが先決です。AI や ICT は、人間の活動や考察の補助となる便利な道具として活用できても、AI の示す情報が正確なのか、事実に基づいているのかを、利用する人間自身が見極める力を持つことが求められます。また、社会には物事の正誤を明確にできない事象や、人間の複雑な心の動きがあることを忘れてはならないと考えます。

審議まとめでは、「情報モラルの一環として取り扱うことが 考えられる様々な題材の１つとして、AI の惹起する道徳的課題について、 発達の段階を踏まえつつ、道徳科の教材の中でも取り扱う」（313 頁）との記述があります。古来、宗教は、伝統、文化、芸術に溶け込みながら、宗教的な感性や宗教的情操を涵養し、生き方の指標となり、「人間の救済」をはじめ「人格の向上」や「いのちの尊厳」、「思いやりの心」を育み、人々の精神面を支えるとともに、社会規範の形成としても重要な役割をはたしてきました。いのちの尊さを理解し、他者の痛みに共感する心は、AI が代替できない人間固有の宗教的な力であるといえます。主体

的・対話的な学び、多様性の包摂、持続可能な「共生できる」社会を目指し、対立を乗り越え、互いを尊重し合う心が自覚されていく、そのような社会を築くためにも、宗教に関する正しい知識とその意義を学ぶ教育が不可欠です。AI 時代においてこそ、人間の尊厳を守る倫理的判断力を育む教育が求められます。審議のまとめ 313 頁には、情報モラルの取扱いや道徳科における AI との向き合い方など、情報技術の「適切な取扱い」が検討されていますが、「道徳」や「倫理」教科のなかで、豊かな情操や倫理観を育てることは急務です。

8 月 31 日に審議まとめ（素案）が公開されましたが、その後、国際的な AI 企業のリーダーが、急激に進化している AI の危険性を発表したとの報道がありました。開発者である人間の意図しない行動をとる AI に警鐘を鳴らす状況となってきております。

宗教界では、AI 倫理の国際的議論（ローマからの呼びかけ「平和のための AI 倫理　広島アピール」令和 6 年 7 月 10 日）がなされています。平和教育とは単なる反戦教育ではなく、対立を根本的に超えていける考え方や方法について探究し、対話と協働によって紛争を予防する力を育てる教育です。AI を教育現場で利用するのであれば、便利さと紙一重の危険性をも理解させる AI 倫理教育を徹底されることを強く求めます。

むすびに

災害の多い日本においては、地域社会と密接した防災教育は「いのちを守る教育」であるといえます。災害時には、自衛隊派遣や NPO 法人等によるボランティア活動が広く知られていますが、地域の社会福祉協議会などと連携して被災者を支援する宗教者の活動や、被災者の心に寄り添う臨床宗教師の働きなどがあります。臨床宗教師は東日本大震災が契機となり創設された資格です。また、一部の神社・寺院・教会等では、子ども食堂やフードパントリー、介護者カフェ、スカウト活動への支援など、地域社会に貢献する多様な活動を行ってきました。このような活動事例を教材とすることで、いのちを守り、他者の痛みや心に寄り添う視点に立つ教育につながると考えます。

憲法 20 条及び 89 条は、特定宗教のための宗教教育を禁じていますが、宗教心を育むことや宗教一般に関する知識の教育を禁じているわけではありません。宗教の意義を公正に学ぶことは、教育において不可欠です。重ねて申し上げますが、子どもたちが、豊かな情操や倫理観を持ち、物事を多面的・多角的に吟味し見定めていく力を身につけ、多様な価値観を持つ他者に対して寛容的な態度で接し、互いに思いやりながら協働する力を育むことは極めて重要です。そして、AI 化が進む社会で自立して生きるために必要な力と人間性を育むためには、公平公正な「宗教に関する知識とその意義を学ぶ教育」と「宗教文化に関する教育」が行われることが必要です。そのことにより、宗教的な感性や情操を涵養するための基礎が培われるのです。

人間は本質的に不完全な存在です。だからこそ、自らの能力を過信することなく、常に謙虚さを保ち、創造的・献身的であるためにも「超越せるもの」の存在や「思考の域を超えた目覚め」に気づくことが大切です。科学は人類に多大な恩恵をもたらしてきました。しかし、科学もまた、長い年月にわたる人間の探求と努力の積み重ねによって築かれたものであり、決して絶対ではありません。

次期学習指導要領等の改訂にあたり、以上の諸点につきましてご留意賜り、さらにご審議、ご高配くださいますようお願い申し上げます。

令和８年 10 月 30 日
教育課程企画特別部会
資　料　１　－　６

次期学習指導要領等の審議とりまとめに対する意見

2026 年 10 月 30 日
日本商工会議所

昨今の急激な環境変化（人口減少・少子高齢化、地域の疲弊、AI・デジタル技術の急速な進展、モノからデータ・サービスへの移行とグローバル化等）を背景とした、国民生活や価値観、働き方の変容等も踏まえて、**次期学習指導要領（以下、次期要領）が目指す教育改革の実効性を高めるため、以下に掲げる意見及び視点を要領や解説等に盛り込まれたい**。地域総合経済団体である商工会議所としても、次期要領が目指す教育改革に協力してまいりたい。

１．教育界と産業界の「共創」関係構築と意識醸成

- 次期要領の3つの改革視点、①「主体的・対話的で深い学び」の実装、②多様性の包摂（インクルージョン）、③実現可能性の確保（余白の創出）は、環境変化を踏まえた期待感の高い内容である。
- **社会や産業の変化を「学び」に取り込んでいくためには、地域社会と産業界の接続の一層の強化を通じた「実践的な学び」が不可欠**である。教育のどの段階においても、生徒が「実社会や職業との関わりを意識できる学び」を実現できるかが、次期要領が目指す改革の成功の鍵である。
- このためには、地域産業界や企業との連携と協力が欠かせない。地域企業等が当事者意識をもって協力するための環境整備には、**今次改革が当該企業の採用や人材育成等、経営戦略上のメリットに具体的に資する、教育界と産業界が Win-Win の共創関係となる仕組みと意識の醸成が重要**である。
- 今次要領改訂の意義は極めて大きい。一方、**教員の過度な負担増に繋がらない配慮も必要**である。教員と企業経営者や技術者、会計や金融の専門家等が協働する体制の整備・拡充を図られたい。
- 次期要領の目的や内容について、「2040 年の就業構造推計」が想定する経済・社会変容の危機感、高校教育改革に関する基本方針等、**政府が目指す教育改革の方向性も含め、地域企業や住民（親や子）、教員等、改革を推進する関係者への広報と理解深化、協力意識の醸成が不可欠**である。

【産業界から教育現場・人材育成への期待】

- 地域産業・地元企業への理解促進
  （地域で学び、働き、生活することの魅力、郷土の歴史・文化への理解を通じた地域への愛着・誇り・シビックプライドの醸成）
- 変化に対応できる非認知能力、基礎的資質・能力を習得する基盤づくり
  （主体性、課題発見や解決力、コミュニケーション能力、他者と協働する力、折れない姿勢・挑戦心等）
- お金の流れや経済活動の仕組みを理解し、意思決定を行える素養の育成
- 産業界から需要の高い生産技術者・現場オペレーター育成のための理系教育の充実　－等

【教育現場・社会から産業界に対する期待】

- リアルな地域・産業課題、現場の声やデータ等、ＰＢＬや探究学習への問い等の提供
- 企業経営者、専門人材や技術者等の継続的な学校参画・技術指導、人材育成資金提供
- 地域の産学官コンソーシアムや学校運営への参画、外部評価への協力　－等

商工会議所 …「商工会議所法」に基づく特殊認可法人　※日本商工会議所：調整機関
全国 516 商工会議所（会員 124 万者）、事業者に加えて、教育機関、医療機関、ＮＰＯ等もメンバーとする「地域総合経済団体」。商工会議所法上の「事業」に「技術や技能の普及、（日商簿記等）検定の実施」が明記されており、地域・産業人材育成は重要なミッション。

２．次期学習指導要領に盛り込むべき視点

（１）ＡＩ時代に必要な「人間の強み」を育み、「生きる力」を高める教育への転換

① 地域社会や企業による「リアルな課題・問い」の提供

- 「好き」や「得意な分野」を育み、生徒自身が自ら「問い」を立て課題を設定できる体験を重ねていくためには、教育現場だけに頼るのではなく、地域全体で支援する視点が不可欠である。
- 現在、多くの生徒が地域で「生活する」「働く」ことをイメージできずにいる。地域や企業等、産業界側から「リアルな課題や弱みも含めた、ありのままの経済社会の状況」を生徒に提示し、生徒自らが「問い」を立てられる環境整備、地域の産学連携・協働体制の構築が必要である。

② ＡＩで拡張された「知」をコントロールする「徳と体」、および実地体験の重要性

- AI（人工知能）は、全人教育「知・徳・体」の「知」の領域の拡張を支援する機能である。情報処理や定型的な作業、アイデアの提示等はAIに代替可能であるが、目的を定め、意思決定する役割は人間に残る。AIの提供する情報を自ら考え、判断し、新たな価値を生み出していく力が必要である。AIの進化は急速であり、AIを正しく使いこなすとともに、AI技術の悪用から身を守る力も必要となる。
- 豊かな社会を創るためには、「体」（リアルな身体感覚）を土台として、「徳」（人間性・倫理観・感性）を羅針盤に、「知」（AIから得られた情報等も含めた知識・技能・思考・表現・判断）を自らマネジメントできるようにしていくことが、AI時代の「生きる力」の基盤となる。
- デジタル空間の中だけで完結させず、製造、農林水産業、福祉等の現場での実習や、工作機械やロボットの操作、自然や実物に触れる「身体的な実感」等、自らの手や体を使い試行錯誤して、経験を積む機会を産業界から積極的に提供していくことも重要である。例えば、自らの試作品を実店舗やテストマーケティングに出し、買われた成功の理由だけでなく、買われなかった理由等にも触れることで、生徒が失敗を受け入れて改善し、再挑戦する意識を育む泥臭いリアルな経験とフィードバックの機会を充実していくことが重要である。
- 小学校の「情報の領域」や中学校の「情報・技術科」にて、情報活用能力を集中的に育成することは子供自身が探究的に調べ、考え、表現する活動の一層の展開に寄与する。審議まとめで示された方向性は、国語や算数等の学力を犠牲にせず、むしろ高める方向で作用することが期待できる。
- 今後は、国語・算数・社会といった教科との役割分担の明確化を図るとともに、実際に新設する教科等で育成する情報活用能力が、各教科の豊かな学びに資するよう具体的な設計を進められたい。

（２）経済を理解する力と素養を育み、「自ら価値を生み出して稼ぐ力」の強化

① 「経済を回すために利益を出す仕組み」は、社会生活や経済活動を学ぶ上で重要

- 実際にモノを売る、サービスを提供する実践型の課題研究や探究学習等において、「利益を出してはいけない」との考え方に依拠し、原価のみでの提供・販売、寄付・ボランティアにより、利益ゼロを目指すケースがある。利益に制約があるからこそ社会課題解決や純粋な学術研究に特化した探究が可能との考え方は理解するが、「利益を出してはいけない」考えは、現実の生活やビジネスでの行動様式とは異なる。「非営利」との言葉があるが、事業で得た利益を出資者や会員等の構成員に分配しないことを基本的に意味し、利益を出すこと自体を禁じるものではない。所得を得ない生活や利益のないビジネスは持続的ではない。
- 課題研究や探究学習等で得られた利益の取扱いについて、次なる探究学習や設備拡充資金への再投資等で活用する場合は問題ない等、利益の取扱い基準や根拠を、国から教育委員会等の学校設置者に示すべきである。
- お金をどう管理して現在と将来の生活に活かしていくか、或いは、企業がどう資金を調達して次の事業につなげるのか等、「経済を回すために利益を出す仕組み」は、実際の社会生活や経済活動を学ぶ上の基礎である。「金融経済教育」と「簿記・会計教育」の更なる充実が極めて重要である。
- 学校教育では、企業は、単なる「モノを売り買いする場所」ではなく、「リスクを取って、利益・利潤を追求し、社会に変革を起こす存在」とされている。「自ら起業し新たな価値を生み出して稼ぐ」意識の醸成に向け、起業家精神教育（アントレプレナーシップ）の更なる充実が必要である。

② 幅広い教科での「金融経済教育」の拡充と、会計教育における「簿記」の重要性

- 国民一人ひとりが経済的に自立し、豊かな生活を送るためには、金融リテラシーの向上が重要である。日本成長戦略においても「資産形成・管理の重要性が高まる中、次期要領において金融経済教育の記載の充実を図る」ことが、政府方針として明記されており、特に、物価や賃金が動く経済下においては、名目上の金額だけでなく、実質的な価値を理解する力が求められる。
- 「金融経済教育」を家庭科だけでなく、誰もが学び、試験科目となる「数学」に複利計算の考え方を取り入れる等、幅広い教科にて、「長期・積立・分散投資」や「インフレ時の資産管理」等への理解を深められるよう、要領や解説での更なる「金融経済教育」の拡充と具体化が必要である。J-FLEC（金融経済教育推進機構）認定アドバイザー等の専門家の活用促進が効果的である。
- 借方・貸方、フローとストックを理解し、行動できる人材こそが政府の目指す「稼ぐ力」を担う基盤となる。不確実な社会で新たな価値を創造するマネジメント能力や起業家精神の育成等に向けて、社会科の「公民」、「公共」に「会計情報の活用」が盛り込まれているが、会計を活用するためには、「簿記」の理解が不可欠であるため、「簿記」の重要性に関する記載の充実を図られたい。会計活用の基礎となる簿記の習得には、英検や漢検のように学校教育での簿記検定の取得促進が有効である。こうした観点からも、次期要領において、履修制度が弾力化されることを契機として、一部の先進的な高校で行われている簿記検定の必履修化や地元企業との連携を推進されたい。商工会議所としてもこうした取組みに協力してまいりたい。

（3）産業観、就労観、生活観の醸成に向けた、産学官連携の強化と教育支援人材・資金の確保

① 小学生から生徒が主体的な進路選択ができる環境の整備

- 多くの子供は地元で働き、生活するイメージがつかめていない。探究を通じた「学び」も小学校から中学、高校に進むに従い、「学び」が抽象化され、結果、都市部の大学等に進学し、ホワイトカラーを目指す雰囲気が醸成される。2040 年の就業ミスマッチ解消のため、ここを改革する必要がある。
- 地域で働く大人や企業が教育に積極的に関与することで、子供や若者の視野を広げ地元で「働く・暮らす・学ぶ」を連動させた具体的なイメージ（産業観・就労観・生活観）を持たせる必要がある。
- 探究学習を充実させ、「好き」を育み、「得意」を伸ばし、「どのような進路が現実的か」だけではなく、普段から「どのような進路に進みたいか」、「どんな生活をしたいか」等を意識させる、子供や若者の主体的な進路選択を後押しできる、産業観、就労観、生活観を醸成する環境整備が必要である。
- 特に、高校から大学・就職への一体改革の中で、高大（または社会）の接続を深め、進路指導力を強化させていくことが重要である。子供が早い段階から、地域で生活する、中小企業で働く魅力や価値を実感できるよう、産業界と学校が緊密に連携したキャリア教育・指導を強化すべきである。

② 新たな教育改革に現場が対応できる支援強化（ヒト、モノ、情報等の確保）

- 次期要領が目指す「自ら人生を舵取りでき、持続可能な社会の創り手を育む」目的は適切である。しかし、学校現場の対応だけでは限界がある。新たな教育改革に教育現場が対応できるように、高校教育改革交付金の創設や、産学官連携で探究をコーディネートできる外部人材の活用に係る予算の拡充等、教員等に係る負担の軽減が不可欠である。さらに、外部人材が学校現場に参画しやすいよう制度運用の緩和も必要である。
- 学校現場の取組みを進めるためには、行政の予算や外部のボランティア等の善意に頼る構造から脱却し、地域の民間資金が教育現場へ回る仕組みが不可欠である。地元企業が地域の教育活動支援や施設整備等に資金を提供できるよう、企業が地元産業人材育成の目的で「企業版ふるさと納税」を使えるようにする等、民間資金を活かす政策的支援・インセンティブの拡充も必要である。
- また、企業等と連携した「単位認定型の有償インターンシップ」が実施可能なことを、国から教育委員会等の学校設置者に示すべきである。

以　上

令和８年 10 月 30 日
教育課程企画特別部会
資　料　１　－　７

次期学習指導要領等に向けた審議まとめに関する意見

2026 年 10 月 30 日
一般社団法人 日本経済団体連合会
教育・大学改革推進委員会

１．総論

人口減少が進むわが国が、持続的な成長と豊かな社会を実現するには、一人ひとりの価値創造力を高めることが不可欠である。その基盤として、初等中等教育には、多様な個性や能力を伸ばし、それぞれが強みを発揮できる土台を育むことが求められる。

また、AI の急速な進展により、仕事の内容や働き方、知識・情報の活用の仕方が大きく変わりつつある。こうしたなか、基礎的な知識や技能を確かに身に付けるとともに、好奇心や探究心を育み、自ら問いを立て、情報を吟味し、他者と協働しながら課題を解決する力を育てることが、一層重要となる。教育においても、こうした社会の変化に遅れることなく対応していく必要がある。

今回の審議まとめが、一人ひとりの「好き」を育み、「得意」を伸ばすことを重視し、多様な子どもたちの深い学びを実現する方針を示したことを高く評価する。この方向性は、経団連が求めてきた、一律一斉型を中心とする教育から、個を尊重し、その可能性を伸ばす教育への転換と軌を一にするものである。

その実現に向け、教育課程の柔軟化と学習内容の重点化・精選によって、探究的な学びや教員が授業づくりに取り組む時間を確保する必要がある。また、学習指導要領の見直しの内容を、保護者や経済界を含む社会全体に分かりやすく周知すべきである。

情報教育の強化とデジタル・AI の活用は、この転換を支える重要な基盤となる。産業界も、人材や技術、実社会の課題に触れる機会の提供を通じて、そうした学びの実現に貢献していく。以下、これらの方向性を全国の学校で実現する観点から、意見を述べる。

２．一人ひとりの可能性を伸ばす教育課程の柔軟化と余白の創出

（１）興味・関心と学習の進度に応じた学び

子どもたちの興味・関心、理解度、得意分野は多様である。審議まとめが、通常の教育課程の柔軟化と特別の教育課程の新設・拡充を通じて、多様な子どもたちの学びを支える方向を示したことに賛同する。

学び直しが必要な子どもへの支援に加え、理解の早い子どもが学年の枠を越えて先に進むことや、特定分野に強い関心や才能を持つ子どもが高度な内容を深く学ぶことも可能にすべきである。学年区分にとらわれない教育課程の編成・実施が可能であることを明確にし、学校現場や保護者の理解を促す必要がある。高等学校においても、単位制の柔軟化を通じて、生徒の関心や修得状況に応じた科目選択と学習を充実させることが重要である。

特定分野に特異な才能のある児童生徒については、本人・保護者の意向を確認し、才能を伸ばす支援と、学習上・生活上の困難を軽減する支援を一体的に行うべきである。大学・研究機関等との連携やオンラインの活用により、高度な学習や専門家との対話の機会を広げるとともに、学校で安心して過ごし、他の子どもたちと学び合える環境を整える必要がある。

（２）内容の重点化・精選による余白の確保

一人ひとりに応じた学びや探究を充実させるには、子どもが主体的に学びを深める時間と、教員が授業の準備や改善に取り組む時間を確保することが重要である。審議まとめが、学習内容や教科書の精選、授業時数の柔軟化などを通じて「余白」を創出する方向を示したことを評価する。

授業時数を柔軟に動かせる制度と、学ぶ内容そのものの重点化・精選は、併せて進める必要がある。必要な知識や技能、概念の理解を確保しつつ、内容の重複や過度な細分化を見直すべきである。

調整授業時数制度や裁量的な時間については、運用例を分かりやすく示すべきである。あわせて、先行する学校の実践を共有し、教育委員会による助言や支援を充実させるなど、各学校が制度の趣旨を理解し、主体的に活用できるよう導入を後押しすべきである。

３．学ぶ意義を実感し好奇心と探究心を育む学びの充実

（１）学びと社会とのつながりの実感

子どもたちが、何のために学ぶのか、学んだことが社会でどのように使われるのかを実感できることは、学習への動機を育む上で重要である。審議まとめが、中学校・高等学校の数学・理科において、社会や職業とのつながりを学ぶ「数学ガイダンス」「科学ガイダンス」を新設する方向を示したことを評価する。

高校数学Ⅰに「社会を読み解く数学」を設け、AI やデータサイエンスが進展する社会で必要な数学的素養を育む方向も評価する。文理や進路を問わず、データや数理的な考え方を用いて社会の事象を捉える基礎を身に付けられるよう、具体的な題材と指導方法を充実させるべきである。

また、GX（グリーントランスフォーメーション）に関する環境教育や、自然環境・生物多様性についての学びを充実させることも重要である。気候変動やエネルギー、自然環境の保全と日々の暮らしや企業活動との関わりを、教科横断的な学習や地域での体験、企業等との連携を通じて学び、持続可能な社会の実現に向けて自ら考え、行動する力を育むべきである。

（２）自ら問いを立て試行錯誤する探究

小学校・中学校段階から、科学に触れ、その面白さを実感する機会を広げ、子どもたちの好奇心や探究心を育むことが重要である。審議まとめが、子どもの興味・関心を起点として、質の高い探究的な学びを充実させる方向を示したことを評価する。とりわけ科学に関心を持つ子どもが、自ら問いを立て、深く学べる機会を充実させ、将来の研究者・技術者につながる基盤を育むことを期待する。

こうした学びでは、結果だけでなく、試行錯誤や挑戦の過程を大切にし、失敗から学べる環境を整える必要がある。また、理数、情報、技術、人文・社会等の知識を組み合わせ、実社会の課題について考え、解決策を探る教科横断的な学びを充実させるべきである。こうした学びは、経団連が求めてきた STEAM 教育の強化にもつながるものである。

探究を充実させるには、教員の指導体制や教育環境の整備とともに、学校と社会との連携が重要である。審議まとめが、外部人材の参画や連携を支える体制づくりを進める方向を示したことを評価し、大学・研究機関・企業等の人材や知見を、学校の学びに活かせる仕組みの具体化を期待する。経済界も、科学や実社会の課題に触れる機会の提供や、探究への助言を通じて貢献していく。

４．AI 時代の基盤となる情報教育の強化とデジタル・AI の活用

（１）小学校からの体系的な情報教育

情報活用能力は、子どもたちが学びを深めるとともに、将来、社会で活動していくうえで必要な能力である。小学校の総合的な探究の時間に「情報の領域」を設け、中学校では「情報・技術科」を創設し、高等学校の情報科へとつながる体系的な学びを充実させる方向を高く評価する。

AI に関しては、その特性やリスクを理解し、適切に活用する力を、発達段階に応じて育む必要がある。AI の出力には誤りや偏りが含まれ得ることを理解し、根拠を確かめ、異なる情報や自分の考えと照らし合わせる学びを充実させるべきである。

（２）個別最適な学びと探究を支える活用

デジタル技術・学習基盤は、個別最適な学びを可能にする手段としても重要である。一人ひとりの理解度や興味・関心に応じて教材や学習方法を選び、自分のペースで学ぶことを可能とする。一斉・一律の授業の単なる置き換えにとどめることなく、理解度や関心に応じた教材・課題の提示、学習上の困難への支援、得意分野の発展的な学習などに活用し、子どもが自分の学び方を選び、調整できる環境を整えるべきである。また、多様な情報の収集・分析、考えや成果の共有、学校内外の人々との協働を通じて探究を充実させることも期待される。

AI についても、多様な視点に触れ、問いを深め、構想を具体化するなど学習の過程を支えることへの活用が期待される。一方で、思考や試行錯誤を AI に委ねることのないよう、「何のために AI を使うのか」という活用の目的を児童生徒自身が意識し、対話、観察・実験、制作、実社会での体験等と組み合わせて学べるようにする必要がある。

各教科や探究における、こうした活用のあり方を学習指導要領や解説等で示すことが重要である。

（３）全面実施を待たない段階的な実施

審議まとめが、小学校は 2030 年度、中学校は 2031 年度の全面実施に先立ち、それぞれ 2028 年度、2029 年度から新教科・領域を段階的に先行実施する方向を示したことを評価する。

この日程を着実に実行し、先行実施に必要な教材、研修、指導人材、設備を計画的に整えるべきである。先行実施前においても、現行の教育課程の下で取り組める内容や AI の適切な活用に関し、国が教材や実践例等を提供し、速やかな対応を促す必要がある。

（４）技術の進展に対応した教材の継続的な更新

情報教育の教材は、開発時点の内容が短期間で古くなる可能性がある。国が整備する授業動画や学習者用教材については、少なくとも年１回を目安に点検・更新し、大きな技術変化があった場合には適時に改訂するな

ど、継続的に更新する仕組みを設けるべきである。更新した教材を全国の学校が速やかに利用できるよう、提供・周知する仕組みも整える必要がある。

（５）危機的課題である指導人材の不足への対応

情報教育を担う人材の不足は、改革の実現を左右する危機的な課題である。審議まとめも、中学校・高等学校で相当する教員免許状の所有者が不足し、指導体制が十分でないことを指摘している。国と教育委員会は、教科・領域の新設と内容の充実に見合う人材の量と質を確保することを最優先の課題とし、養成・採用、免許取得支援等を計画的に進めるべきである。

あわせて、デジタル・ＡＩを活用した学びでは、教師には、一方向に教えるだけでなく、一人ひとりの学習状況を把握し、必要に応じて支援する役割が一層求められる。国と教育委員会は、具体的な授業モデルの共有や研修の充実などを通じて、教師の学習観・指導観の転換を支える取り組みを進めることが重要である。

大学・企業等の専門人材との協働や、遠隔授業、複数校での人材の共同活用も進める必要がある。専門人材が教員と役割を分担し、継続的に学びを支えられる仕組みを整えることが重要である。

５．情報技術をものづくりと価値創造につなげる学び

（１）情報技術と生産技術を結び付ける改革の評価

情報やデータを活用し、実際のものや仕組みを構想・製作・改善する力は、わが国のものづくりの発展と、様々な産業の価値創造を支える基盤である。審議まとめが、中学校の「情報・技術科」に「情報を基盤とした生産技術」を位置付けたことを評価する。

情報技術の学びを、実生活や実社会を支えるものや仕組みをつくる経験や、価値創造につなげる改革として、着実に実現すべきである。

（２）構想から製作・検証・改善までを経験する学び

こうした学びでは、子どもが課題を見つけ、必要な情報やデータを集め、解決策を設計し、製作・実装した上で、結果を確かめ、改善する一連の過程を経験することが重要である。

数学・理科で学んだ知識と、情報技術や先端技術の学びを結び付け、自分の構想を実物や動く仕組みとして確かめる経験は、学ぶ意義と創造する面白さを実感する機会となる。

実施に当たっては、大学、研究機関、企業等との連携を進め、地域や学校によって体験の機会が制約されないようにすべきである。

６．改革を全国の学校で実現する体制と産業界の貢献

今回の改革を全国で実現するため、国と教育委員会は、指導体制、設備、教材、研修、財政支援を整え、学校による教育課程の編成・実施・改善を支援すべきである。また、学校ごとの柔軟性を広げつつ、都市部と地方を含め、地域や学校によらず教育の質と学ぶ機会の公平性が確保されるよう、必要な支援を行うべきである。さらに、校務 DX や業務の見直し、支援スタッフの充実により、教員が子どもと向き合い、授業づくりに取り組む時間を確保し、外部との連携に伴う調整業務が教員個人に集中することを防ぐ必要がある。あわせて、民間出身の校長の登用などを通じて、企業等で培った組織運営や業務改革の知見を学校経営に活かすことも重要である。

産業界としても、企業の人材、技術、現場、実社会の課題を教育に提供し、子どもたちの興味・関心が社会とつながる機会を広げていく。数学・理科の学習と仕事との関係を伝える機会、探究への継続的な助言、情報技術とものづくりに触れる体験などを、学校や大学等と連携して充実させていくことが重要である。

こうした協働を持続的なものとするため、教育委員会等が、学校の求める知見・人材と企業等が提供できる資源をつなぐ窓口や調整機能を整えるべきである。学習の目的と役割分担を関係者で確認し、授業の設計から実施後の振り返りまで協働できる仕組みが必要である。

改革の成果は、制度の導入状況や端末の利用頻度に加え、子どもが学ぶ意義を実感しているか、自ら問いを立てて学びを深めているか、得意分野を伸ばす機会が増えているかといった、学びの変化からも捉えるべきである。

学習指導要領は策定すること自体を目的とせず、掲げた目標が教育現場でどこまで実現し、子どもたちに必要な力が身に付いているかを継続的に検証することが重要である。このため、改訂の検討段階から、目標に対応した具体的な評価項目と検証方法を定め、実施後も中間的な成果を把握・共有する仕組みを整えるべきである。その結果を基に、目標と実態とのギャップや課題を明らかにし、学校現場への支援や教育施策の改善を重ねる必要がある。こうした検証と改善を通じ、全国の学校で子どもたちの学びが実際に変わったと実感できる改革につなげることを期待する。

以　上

令和８年 10 月 30 日
教育課程企画特別部会
資　料　２　－　１

全教委連第１１６号
令和８年１０月３０日

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程部会教育課程企画特別部会
　主査　貞広　斎子　殿

全国都道府県教育委員会連合会
会　長　　坂　本　雅　彦

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に対する意見提出について

次期学習指導要領がもたらす大きな変革と理念の適切な実施に向け、国が基準を示し市町村が学校現場を支える中、都道府県は、任命権者としてはもとより、広域自治体として指導・支援の重要な責任を担っています。本連合会はその責務を果たす決意のもと、学校現場の切実な実態を踏まえ、以下のとおり意見を申し上げます。

第２章 次期学習指導要領に向けた基盤となる考え方

明確に示された３つの方向性、すなわち、「主体的・対話的で深い学びの実装」及び「多様性の包摂」を実現すべく、「実現可能性の確保」も併せて掲げ、教育の質の向上と教師の過度な負担の軽減を両立させる視点が示されたことには大きな意義があると捉えている。

次期学習指導要領に向けた「審議まとめ」は、これまで以上に多様かつ広範な視点を含む内容であるとともに、調整授業時数制度の創設や、授業時数や週当たりコマ数の適正化・平準化など、実現可能性の確保のためにも学校の創意工夫による裁量の余地が大幅に拡大する方向性を示している。そのため、学校が主体的に教育課程を編成・実施し、質の高い教育を実現できるよう環境整備が不可欠である。

具体的には、①全ての教員が次期学習指導要領の内容を正確に理解できるよう、内容や趣旨を一層分かりやすく示すこと、②保護者や地域への周知の充実、③誰一人取り残さない学びの実現に向けた人的・財政的支援について、国としても具体的な方策を講じるとともに一層の支援を期待する。都道府県としては、広域自治体としての役割を主体的に努めていく必要がある。

第３章 「深い学び」を実現するための分かりやすく使いやすい学習指導要領

「深い学び」の実装を実現する次期学習指導要領とするために、「知識及び技能に関する統合的な理解」「思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮」による構造化が盛り込まれているが、今後、現場の教員がそれらを理解し、具体的な活用イメージを持てるようにする必要がある。

デジタル学習指導要領の開発により活用方法も広がる中で、学習指導要領に立ち返りながら教師の創意工夫が発揮されたより良い授業づくりに向けて、教師が日常的に「統合的な理解・総合的な発揮」を意識できるよう、授業づくりの在り方について分かりやすい言葉や表現も用いつつ、丁寧に周知していただきたい。

また、学校現場でのデジタル学習基盤の活用状況はバラつきがあり、残念ながら活用があまり進んでいない場合もあれば、活用自体が目的化し、個別最適な学びと相まって教師の指導性が薄く効果的な学びとなっていない場合も散見される。デジタル学習基盤の活用を前提とした学びの方向性について次期学習指導要領等で示していくとされているところ、デジタル学習基盤を活用し「効果的な」学びにつながるよう、活用することのメリットに加え、授業で活用する際に教師が留意すべき事項についても適切に盛り込んでいただきたい。

第４章 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程

「調整授業時数制度」の活用を学校等の判断で可能とするに当たり、都道府県としては広域自治体として積極的な役割を果たし、効果的な取組となるよう、又は適切ではない取組の実施を防ぎ改善を図ることができるよう、市町村を支援していく必要がある。

現行の授業時数特例制度や教育課程特例校制度は、学校の設置者等からの申請に基づく審査を経た文部科学大臣の指定により質の担保を図ってきたところである。この既存制度も統合する調整授業時数制度の質を担保できるよう、国主導による事例やノウハウの創出・展開により、教育委員会による指導・助言、学校による制度活用が円滑にできるよう御配慮いただきたい。

また、本制度を効果的に活用するためには、校長が主導し、カリキュラム・マネジメントの実質化が図られる必要があり、制度趣旨や好事例を発信することに加え、研修等を通じた人材育成も含めて、現場を支援していただきたい。さらに、調整授業時数制度における「裁量的な時間（研究・研修等枠）」の運用に関して、「審議まとめ」に記載されている類型及び例について具体的な事例を特に豊富に創出・展開いただきたい。

第５章 「余白」の創出を通じた教育の質の向上

現場多忙化の反省を踏まえ、「余白」の創出を通じた教育の質の向上について基本的な考え方・課題・方策が示されたことに賛同する。「審議まとめ」では、授業時数の適正化・平準化について示されており、既に全国の学校で取組が進んでいるところ、引き続き、国として取組を促進し、具体例も展開いただきたい。

第６章 豊かな学びに繋がる学習評価

「審議まとめ」で示された「学びに向かう力、人間性等」の評価の在り方や、「統合的な理解・総合的な発揮」の学習評価での取扱い、シンプルで資質・能力の育成に繋がる学習評価のプロセスの整理については、現行学習指導要領から大きな変更もあり、適切な理解の浸透を十分図る必要がある。このため、特別の教育課程における学習評価も含め、学校における理解が円滑に進むよう、分かりやすい表現と丁寧な説明により周知に努めていただきたい。併せて、改訂後に国が作成する学習評価に係る参考資料は、教員が実際に評価する際や、教育委員会が指導・支援を行う上で重要な拠り所となっていることから、速やかに作成を進め、全面実施の一年前までには周知を開始いただきたい。

第７章 情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的学びの実現

情報活用能力の抜本的向上に向けて、小学校の総合的な学習の時間における「情報の領域」の付加や中学校における「情報・技術科」の創設により、発達段階に応じた体系的な学びが実現されることが期待される。

一方で、教員の指導力や人的支援体制、ICT 環境には依然として差異が見られることから、新たな教育課程の円滑な実施に向けて、学習評価の在り方を含む指導資料や指導事例の早期提示、教員研修の充実、デジタル教材や教育用 AI の開発・整備など、必要な支援を計画的に進めることが重要である。

また、高度化・専門化が進む情報教育の分野においては、学校と外部専門人材との連携を持続的に推進できるよう、人的・財政的な支援が必要である。

加えて、生成 AI をはじめとする新たな情報技術が急速に普及する中、AI の出力を適切に評価・活用する能力や、情報の真偽を判断する力、情報モラルやメディアリテラシーに関する理解を育成することの重要性は一層高まっている。このため、児童生徒の発達段階に応じた指導の充実を図るとともに、教員がこうした内容を適切に指導できるよう、研修や指導支援の充実についても十分に配慮いただきたい。

第８章 次期学習指導要領の趣旨を実現するために必要な方策

次期学習指導要領の趣旨を実現するために必要な方策が、本章において具体的に整理されたことに大きな価値があると考える。示された６つの項目が着実に実施されることにより、各学校において次期学習指導要領による教育が円滑に実施できるものと考える。特に（６）諸条件の整備の在り方については、確実な実施を求めたい。

以上

令和８年 10 月 30 日
教育課程企画特別部会
資　料　２　－　２

令和８年１０月３０日（金）

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会

教育課程企画特別部会（第２２回）における意見発表資料

中核市教育長会　　会長

岡崎市教育委員会　教育長　安藤直哉

中核市教育長会として申し上げます。

１　大いに賛同の方向性

私どもは、今回示されている次期学習指導要領の方向性について、大いに賛同しております。この理由と、期待している点は、大きく３点あります。

２－１　育てたい資質・能力

まずは、育てたい資質・能力です。「主体的・対話的で深い学びのさらなる充実」「多様な子供たちを包摂する学びの実現」について、この実現可能性の確保を基本的な基盤として、教師の専門性、デジタル学習基盤、教育環境整備の三位一体による具現化という方向性は、これからの社会を生きる子供たちに必要な資質・能力を育成するために重要であり、高く評価しております。近い未来は、社会が想像もできないほど飛躍的なスピードで変化する Society 5.0 の時代に入ります。その時代を生き抜くには、他者と協力しながらも、誰かの指示やまねをするのではなく、最後は自分で考え、判断し、それをアウトプットしていかなければならなくなると考えています。次期学習指導要領で培いたい力は、まさにこの力と考えます。

これまでの教育改革では、理念が先行し、学校現場にとって実現の道筋が見えにくい場面もありました。現場はその理念を受け、必死に現場でできることに取り組み、努力をしてまいりました。この点で、今回の提案は、「何を目指すのか」だけでなく、「どのように実現するのか」までしっかりと踏み込んで議論されていることに大きな意義があると受け止めております。

２－２　深い学びの定義

２点目は、深い学びの定義です。現場では、深い学びをよく理解できておらず、全員が到達すべき学びの目標だと誤解をする様子もありました。今回、「個別の『知識及び技能』、個別の『思考力・判断力・表現力等』について、一体的に育成しつつ、それらの統合的な理解や総合的な発揮を促す学びのプロセス」と明示していただけたことは、多様性の包摂という考え方と合致しています。現場は多様性そのものです。同一のラインではなく、学びのプロセスと定義していただいたことで、現場は安心して、個別最適な学びを推進していくことができます。

２－３　情報活用能力の系統的な育成

３点目は、情報活用能力を、小中高の系統性を高めることで、計画的に育成を図っている点です。具体的な中身はまだ明確ではありませんが、小学校で基礎的・基本的なモラルやリテラシーを培い、中学校の情報・技術科において学ぶことが、高等学校の情報科の学びを深めることにつなげられる。これは、近い将来、大きな成果をもたらすことでしょう。我が国の教師は、これまでも学習指導要領の理念を具現化するために創意工夫を積み

重ねてきました。それだけに、学習内容にはぜひ中身が充実した、未来思考の学びを盛り込んでいただくようお願いいたします。

3　さらなる説明と配慮が現場には必要と考える点

一方で、学校現場の立場からは、改革を着実に実現するためにいくつか今後特にご留意いただきたい点もございます。

まず、情報教育の推進についてです。

生成ＡＩをはじめとする急速な技術革新に対応しながら、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力として位置付ける方向性には賛成です。しかし、その実現を支える人的基盤については現場として課題があると感じています。

とりわけ、小学校・中学校においては、情報教育を専門的に担うことができる人材が十分とは言えない状況にあります。本市においても、免許教科外担任は避けられているものの、技術科教員の高齢化・人材不足は顕著であり、人材確保に課題を抱えています。今後、情報教育や生成ＡＩ活用の重要性がさらに高まる中で、専門的な知見を有する教員が十分に確保されなければ、学校間や地域間で教育の質に差が生じることも懸念されます。大学における教員養成課程において、小学校免許取得者を含めて、情報教育への手厚い指導を行っていただけるようにお願いいたします。

一方、現職の教員に免許取得を促すとなると、当人のみならず、学校現場にも相当な負担となることが予想され、人手不足の学校現場に一時的にでも拍車をかけることになりえます。さらには、免許状申請の際の費用負担も、教師が二の足を踏む原因となります。まずは、国が実施しているオンライン前提とした受講料が原則不要の免許法認定講習を充実していただけるようお願いします。

また、例えば、中核市には研修権があります。大学との連携の下、中堅教諭等資質向上研修などでの学修成果をこれらの免許取得に活用しやすい仕組みをご検討いただき、情報教育を担う人材の育成や免許取得に係る負担を削減してはいただけないでしょうか。また、地域の教員養成系大学と法定研修の組み合わせにより、専修免許状への上進の際に活用できるようにしてはどうでしょうか。

教員養成段階からの充実、教育委員会や現場に負担をかけない現職研修の強化、さらには外部専門人材の活用なども含め、人的支援の在り方について十分な検討をお願いしたいと考えております。

二点目は、調整授業時数制度の制度設計についてです。

学校が柔軟に教育課程を編成できることは重要ですが、その一方で、制度の運用が学校現場の過度なマネジメント負担につながらないよう留意が必要です。

教育課程編成の自由度が高まれば、その分、計画の立案や進捗管理、説明責任、保護者対応、教育委員会との調整などが複雑になることも考えられます。校長や教務主任を中心に、既に多くの業務を抱える学校現場に対して、更なる負担が生じることのないよう、できる限り分かりやすく実効性のある制度設計をお願いしたいと思います。

例えば、裁量的な時間の研究・研修枠ですが、子供や保護者の理解が得られるような環境整備が必要です。これらにつきまして、国の責任において、リーフレットやホームペー

ジだけではなく、今までの周知方法とは異なるレベルでの行き届く説明を果たしていただければと願います。もう一例挙げますと、現場には、働ける時間が限定されている非常勤講師も多数おり、影響が心配です。授業の曜日や時間帯変更が起きると、それだけで校内での連絡調整、講師の家庭への負担等、課題が発生します。これらの心配が払拭されるような制度の説明を期待しています。

関連して、改訂後の各教科の標準授業時数における時間割編成の複雑化についてです。

今回の改訂で、最低授業週数「３５週以上」という表現から「４０週を標準として」という表現に変更されるだけでは、週当たりコマ数が平準化されるわけではありません。各学校が平準化の具体的なイメージを持ち、取り組むことができるよう、時間割編成に関する工夫例等について一層の周知をしていただきたいと考えています。さらに、情報教育の充実にあたって、各教科の標準授業時数が薄く広く削られることにより時数の端数が生じやすくなります。学期末や学年末で調整することも想定できますが、先ほど述べた非常勤講師の問題や、時間割変更に不安を感じる児童生徒がいることも考えられるため、ICT を活用したカリキュラム管理の効率化や教師や子供に過度な負担が生じない時間割編成の具体事例を周知し、学校現場が円滑に取り組めるようお願いしたいと思います。

さらに、こうした改革を進める上では、学校や教員のカリキュラム・マネジメント能力の向上も欠かせません。

学校によって人的配置や組織体制には差があります。制度改正が進むほど、その成果が学校の力量に左右される側面も大きくなることを心配しています。その結果として、学校間や地域間の格差につながることのないよう、サキドリ研究校の教育課程の柔軟化による成果と課題を踏まえた、全国的な事例の蓄積と可視化による横展開や研修機会の充実等、現場の心配を払しょくする丁寧な説明をお願いします。

もちろん、学校の創意工夫を生かすための柔軟性は期待しており、調整授業時数制度をうまく活用することも必要であると考えています。一方で、全国的な教育水準の維持や学習機会の保障という観点からは、一定の共通基盤も重要です。柔軟性の拡大と教育の質の保障をどのように両立するのかについても、丁寧な説明をお願いします。

4　おわりに

次期学習指導要領の目指す方向性は、子供たちが人生を主体的に切り拓き、多様な他者と協働しながら持続可能な社会を創っていく力を育むために重要な改革であり、中核市教育長会としてもその理念に賛同しております。だからこそ、理念を示すことに加え、それを学校現場で無理なく実現できる制度設計と条件整備を次期学習指導要領のより円滑な実施のために国として取り組んでいただけると考えております。冒頭に申し上げた、「どのように実現するのか」が、この改革の成否を握っているといっても過言ではありません。

「地方は実施主体であります。ぜひ制度の理念と合わせて、実施段階における学校現場の負担や持続可能性にも十分御配慮いただきたいと考えております。」

国と地方が目標を共有しながら、実効性のある教育改革を進めていくことを中核市一同協力していくことをお誓いしつつ、国として、現場が踏み出す一歩への力強い後押しをいただけますようお願いし、意見とさせていただきます。

令和８年 10 月 30 日
教育課程企画特別部会
資　料　２　－　３

次期学習指導要領等に向けた審議のまとめに対する意見

令和８年１０月３０日
全国市町村教育委員会連合会

１　総括 ― 理念への賛同と、実現可能性の確保を一体で

審議まとめが、子供一人一人の多様性を尊重し、「主体的・対話的で深い学び」を実際の授業に実装すること、情報活用能力を学びの基盤として育成すること、教育課程に「余白」を生み出し、学校や地域の実情に応じた学びを可能にしようとしている点を高く評価する。学習指導要領の資質・能力の構造を分かりやすく示すことや、個別最適な学びと協働的な学びを充実させる方向性にも期待する。全国市町村教育委員会連合会としては、公立小中学校の設置者として、その具現化にしっかりと責任と役割を果たしていきたいと考えている。

その際、「審議まとめ」が「実現可能性の確保」を掲げる中で、多くの自治体から、教員不足、研修時間の不足、学校・地域間の財政力や人材の差を懸念し、教育課程編成に伴う事務・管理職への支援を求めている。新たな制度を導入する際は、市町村が責任を果たすことを前提としつつ、文部科学省や都道府県とともに、教職員定数・専門人材の確保、財政措置、具体的な運用指針を一体的に整備する必要があり、自治体や学校現場への十分な支援をお願いしたい。

２　特に多く寄せられた意見・要望

（１）　調整授業時数制度と「余白」の創出

調整授業時数制度を創設し、児童生徒の実態に即した学びや探究、教員の研究・研修に時間を充てられる点を評価する。その際、標準を下回った場合でも、適切に指導ができるよう、教科書の精選等について特にお願いしたい。また、時数配分が特定教科に偏ること、学校間・地域間で制度の活用力の差が広がることのないよう、時間割変更や保護者対応等が円滑にできるようにする必要がある。教科間・学年間の重複整理を含め、学習内容を精選し、変更可能な事項・手続・年度途中の運用を整理していただきたい。手続は簡素にし、先行実践の多様なモデル、特に小規模校・中学校の事例、伴走支援やアドバイザー派遣を充実させていただきたい。

（２）　情報教育の充実と専門的な指導体制

「審議まとめ」で示された小学校「情報の領域」及び中学校「情報・技術科」の新設は、情報活用能力や AI 時代の基礎を育むうえで不可欠である。一方、技術科教員の不足や複数校兼務、免許外担当が既に課題となっており、家庭科を含む教員配置への影響も懸念される。教員養成・採用計画、免許取得講習の受講枠、加配・定数改善、研修中の代替教員、専科・外部専門人材や ICT 支援員の配置について、実施時期と財源を含む具体策を早期に示すこと。小学校教員向けの体系的研修、指導教材・動画の事前公開、試行教材の提供も不可欠であり、国において確実に対応していただきたい。

（３）　財政措置・ICT 環境の継続的な保障

端末更新、通信環境、校務支援システム、AI・指導者用ツールのライセンスや保守、情報・

技術科に必要な設備などは、継続的な費用を要する。自治体の財政力により整備状況が左右されないよう、単年度の補助にとどまらない恒久的・安定的な国・都道府県の財政支援と、中長期の更新計画を明示すること。学校数・児童生徒数や過疎・小規模自治体の実情を踏まえた支援設計を要望する。

3　学習評価・生成 AI の取扱い

（4） 学習評価の理解と共通性の確保

「審議まとめ」で示された「学びに向かう力、人間性等」の評価の見直しは、評価の負担や形骸化を改善するものとして高く評価する。その際、教職員間で解釈の差が生じたり、児童生徒・保護者への説明が難しくなったりすることがないように運用する必要がある。評価の観点、具体的な「見取る姿」や場面、記録への反映、評定との関係、実践例を分かりやすく提示し、動画研修等を継続して提供いただきたい。指導要録や校務支援システムの標準仕様を早期に示し、自治体の改修負担への支援を行うこと。また、都道府県教育委員会とも連携し、高校入試・内申点との関係について、入試制度との整合を図り、丁寧に周知いただきたい。

（5） 生成 AI の安全で適切な活用

「審議まとめ」でも明確に示されているように、AI の活用を学びに生かす方向性には意義があるが、児童生徒自身が行うべき思考・判断・表現を AI が代替することや、誤情報、著作権・個人情報の問題、「偽の熟達」を招くことがないようにする必要がある。特に小学校段階では発達段階に応じて丁寧に扱い、使用目的・場面・範囲と、使用を控える場面を明確に示すこと。ファクトチェック、情報モラル、著作権・個人情報保護に関する児童生徒・教職員向け教材、AI 利用を踏まえた評価方法の事例を国主導で整備すること。安全性・透明性が確保された環境整備ができるよう多様な支援をいただきたい。

4　多様な子供の学びを保障するために

（6） 特別支援教育・通級指導の充実

「審議まとめ」で示された多様な学びの場の連続性を確保し、通級指導や個別の教育課程を充実させる方向性に賛同する。その際、通級の利用拡大や個別の指導計画等の作成が、専門人材の不足した学校に過度な負担を生まないようにする必要がある。また、通級で教科指導を行う場合について、自立活動の指導を行った上でなお必要な特例的な対応であることを明確にすることや、担当教員の授業時数が増えることへの配慮が必要である。教員定数・加配、専門性を高める研修、計画作成のモデル・様式、対象や運用基準を具体的に示すこと。障害特性に応じた読み上げ、字幕、音声入力、文字拡大等の ICT 機能が十分活用されるよう支援し、合理的配慮に関する考え方も明確化していただきたい。

（7） 不登校等、個々の状況に応じた教育課程

不登校児童生徒や特異な才能のある児童生徒など、一人一人に応じた学びの仕組みを整えることは重要である。対象となる児童生徒の判断基準、教育課程の編成・指導要録への記載、校内教育支援センターとの関係等について、学校による判断のばらつきを防ぐ具体的な手引きの

作成やモデルの創出を御願いしたい。支援員配置や教育支援センターの整備など、指導体制整備についても支援を御願いしたい。

（8） 子供の声と学校生活の豊かさ

「余白」は授業時数や教員研修の確保だけでなく、子供が安心して他者とつながり、体験し、自ら問いを持つ時間として生かされるべきである。制度設計・運用に当たっては、児童生徒や保護者、学校運営協議会等の意見を聴くことにも留意していただきたい。運用に当たっては、部活動・地域クラブ活動、放課後児童クラブ等との関係にも留意し、調整授業時数制度の運用が放課後の居場所や保護者との関係でも円滑に進むよう、関係省庁・自治体と連携に務めていただきたい。

5　実施に向けて文部科学省や都道府県と連携して実現すべきこと

（1） 教科書や学習内容の精選を行い「何を減らし、何を深く学ぶのか」を明確にすること。

（2） 高校入試等が知識の網羅的な出題を維持することで「余白」が失われないよう、都道府県を中心として入試・評価との整合を図ること。

（3） 先行実施前に、教科書の取扱い、教育課程の編成例、評価方法、制度運用、移行スケジュールを早期に公表し、十分な準備・周知期間を確保すること。

（4） 国・都道府県・市町村の役割と責任に基づいて、必要な人員・予算を確保し、自治体の規模や地域事情に応じた伴走支援を継続すること。

（5） 新たな取組を追加する際には、既存業務の整理・縮減を同時に進め、教員の働き方改革と矛盾しない制度とすること。

6 結びに

次期学習指導要領が目指す、子供一人一人の可能性を伸ばし、深い学びと多様性の包摂を実現する方向性を、実効性あるものとして高く評価する。だからこそ、その実現のため、現場の創意工夫に加え、教科書や学習内容の精選、専門人材・教職員の確保、安定した財政措置、具体的で分かりやすい指針が不可欠である。こうした条件整備を国・都道府県・市町村が一体となって進め、どの地域・学校においても子供たちが等しく質の高い学びを得られるようにしていくことが必要であり、全国市町村教育委員会連合会としても、その実現に全力で取り組む所存である。

令和８年 10 月 30 日
教育課程企画特別部会
資　料　２　－　４

次期学習指導要領等に向けた審議まとめに対する意見

全日本中学校長会

全日本中学校長会として、今回の審議まとめについて、まず、基本的な考えを申し上げます。

今回のまとめは、多様な生徒の学びを保障するとともに、教育課程に「余白」を生み出し、教員が授業改善や生徒への支援に、より力を注ぐことのできる学校教育への転換を目指すものと受け止めています。
この方向性については、全日本中学校長会もともに検討してきたものであり、高く評価しております。

全日本中学校長会としては、もとより次期学習指導要領を具現化する主体として今後取り組んでいきますが、同時に、全国の中学校長からは、制度や理念を学校現場で実現するための条件整備を、同時に進めていただきたいという意見が多く寄せられており、文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会と一体となって対応していく必要があると考えています

そのことを踏まえて、四つの論点について申し上げます。

1 「調整授業時数制度」と「余白」の創出について

まず、「授業 27 コマ＋研究・研修等 1 コマ」という週時程の平準化については、基本的に支持いたします。

現在の中学校では、授業時数の確保を優先する中で、教材研究や授業改善、若手教員の育成、校内研修などの時間を、勤務時間内に十分確保することが難しい状況にあります。

その意味で、調整授業時数制度により、研究・研修等枠が制度として位置付けられることは、働き方改革と両立しながら、授業の質を高め、結果として生徒の学びを充実させることにつながるものと期待しています。

ただし、既存の時間割の中に時間を設けるだけでは、本当の意味での「余白」にはなりません。その時間が会議や事務に置き換わったり、逆に、複雑な時数管理によって教務主任など一部の教員の負担が増えたりすることも懸念されます。

ぜひ、学校規模や地域の実情に応じた、週時程や年間指導計画の事例を創出・可視化し、展開していただきたいと思います。

もう一点、調整授業時数制度を活用し、各教科等の標準を下回る場合にも適切な指導ができるよう、指導内容と教科書の精選を一体で行っていただきたいということです。今の内容を維持したまま、時数だけを減らせば、授業の詰め込みになりかねません。「審議まとめ」では、既に内容も教科書も精選の方向性がしっかりと打ち出されていますが、今後、何を確実に学ばせるのか、何を統合するのか、何を発展的な内容とするのか、具体的に示していただきたいと思います。

そして、中学校では高校入試との関係を避けて通れません。

学校で指導する内容を精選しても、高校入試が従来のままであれば、学校も、生徒も、保護者も安心できません。「審議まとめ」でも高校入試改革が取り上げられており、都道府県教育委員会を中心としてしっかりと実行していく必要があります。

教育課程、教科書、そして高校入試。この三つを一体として見直していただきたい。

これが現場からの強い願いです。

2 学習評価の改善について

次に、学習評価についてです。

「主体的に学習に取り組む態度」の取扱いを見直し、提出物や発言回数といった形式的な評価ではなく、生徒の学びの過程や成長を大切にしていく。

この方向性については賛同いたします。

評価規準の作成を簡素化することや、学年末に評定をまとめて行うことについても、それによって生まれた時間を、生徒への指導や助言、授業改善に使えるのであれば、大きな意味があると考えます。

ただ、一つ懸念があります。

「○」を付けるために、新たな観察記録をつくる。あるいは、新たな所見を書く。これでは、かえって教員の仕事を増やすことになりかねません。

従って、今回の改革では、「新しく何をするのか」だけではなく、「何をしなくてよくなるのか」も示していただきたいと思います。

また、この「○」が何を意味するのか。どのような生徒の姿を見取るのか。そして、５段階評定とどう関係するのか。学校や教員によって判断がぶれることがなく適切に運用できるよう、教科ごとの具体的な事例を、改訂後、なるべく速やかに検討し、全面実施よりも一年以上早い段階で示していただきたいと思います。

ここでも高校入試との関係が重要です。

学習評価を変えるのであれば、高校入試における評定や調査書の扱いについても、同時に整理していただきたい。全日中からも都道府県教育委員会にも呼びかけますが、生徒や保護者に、私たち学校が自信をもって説明できる制度にしていただきたいと思います。

3 「情報・技術科」の創設について

三点目は、「情報・技術科」についてです。

生成 AI やデータ活用が急速に進む中で、生徒が情報を適切に吟味し、AI の特性や限界を理解した上で、主体的に活用する力を身に付けることは、大変重要です。

したがって、「情報・技術科」を創設する趣旨については理解し、評価しております。

ただし、新しい教科の時数を確保するために、既存の教科の時数だけを機械的に減らすことにならないよう、「審議まとめ」でも方針が示されているように、時数を減らすのであれば、各教科で何を残し、何を精選するのか。内容の見直しとセットで進めていただきたいと思います。

そして、ここで全日中として特に申し上げたいのは、教員の確保です。

現在でも、技術科の教員不足は深刻です。臨時免許状や免許外教科担任、複数校兼務などによって、何とか授業を維持している地域があります。この状況のまま教育内容だけを高度化しても、学校現場では対応できません。

教員養成の充実、採用・配置の改善、現職教員の免許取得への支援、さらには民間の専門人材や ICT 支援員等の活用も含めて、総合的な人材確保策を示し、国が率先し、都道府県や市町村とともに力強く実行いただく必要があります。

教員確保の見通しを立てることは、新教科を実施するための不可欠な前提となるものです。全日中としても各都道府県中学校長会を通じて強く働きかけを行いたいと思いますので、ぜひ、この点は強くお願いしたいと思います。

4 不登校生徒に係る特別の教育課程について

四点目は、不登校生徒に係る特別の教育課程についてです。

生徒の状況に応じた学び直しなどを、正式な教育課程として位置付ける。

そして、「できなかったこと」だけを見るのではなく、「何を学んだのか」「何ができるようになったのか」を評価していく。この方向性は、不登校生徒の学習保障や、学びへの再挑戦を支える上で、大変意義があると考えています。

一方で、その編成・実施にあたっては、教育支援センターなどと連絡調整しながら、個別の指導計画の作成や学んだ内容に基づく評価などを行うこととなり、これらの仕事を、現在の担任にそのまま上乗せするだけでは、適切に仕組みを運用することは困難です。

制度をつくるのみならず、運用のガイドラインを国としてしっかりと作成し、制度の運用を担う条件整備もセットで検討いただく必要があります。

不登校対応を専門的に担う教員やコーディネーター、支援員などを配置し、担任一人だけの努力に依存しない仕組みをお願いいたします。

そして、ここでも高校入試が重要になります。

特別の教育課程で学んだことや、通常の数値評定がないことだけを理由に、生徒が不利益を受けることがあってはなりません。調査書にどう記載するのか。高校側がどのように受け止め、選抜に生かすことができるのか。都道府県教育委員会が適切に対応できるよう、国として基本的な考え方を示していただきたいと思います。

同時に、通常の教育課程で学んでいる生徒との公平性にも配慮し、双方の生徒や保護者が納得できる仕組みにしていただきたいと考えます。

結び

最後に、4つの論点に共通して、全日本中学校長会として申し上げたいことがあります。

それは、制度改正と条件整備を一体で進めていただきたいということです。

柔軟な教育課程を実現することは重要であり、まずもって、各校長が制度を活用してしっかり「余白」を創出していくことが重要です。一方で、裁量が広がることで、結果として学校や校長の責任が増えるだけの構造になっては、せっかくの趣旨の実現が困難になりかねません。

今回の改訂に当たっては、「審議まとめ」に示されている「主体的・対話的で深い学びの実装」と「多様性の包摂」の両立を実現する上で、「実現可能性の確保」を重視し、条件整備を含め実効性のある改革として具現化していただきたいと考えます。

そして、そこで生まれた時間を、教員が生徒と向き合うこと、授業をつくること、そして、一人一人の学びを支えることに使える改革にしていただきたいと思います。

全日本中学校長会は、次期学習指導要領の趣旨を実現する主要な団体として全力を尽くしてまいりますが、それを可能とするために、文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会とともに実現できる環境を整備していけるよう、改めてお願いいたします。

令和８年10月30日
教育課程企画特別部会
資　料　２　－　５

令和８年 10 月 30 日

日本教育大学協会長　佐々木幸寿（東京学芸大学長）

文部科学省 中央教育審議会 教育課程企画特別部会 発表資料

教育課程企画特別部会におかれては、これまで精力的な審議を重ね、「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」（以下、「審議まとめ」という。）を取りまとめられたことに深く敬意を表します。また、今回意見表明の機会をいただいたことに感謝申し上げます。日本教育大学協会は、全国 56 の国立教員養成大学・学部が加盟する団体であり、昭和 24（1949）年の発足以来、会員大学・学部等の協力を通じ、教員養成教育の質の向上と教育研究の発展に取り組んでまいりました。以下、国立教員養成大学・学部の立場から、審議まとめに係る意見を述べます。

1.　審議まとめ全体への所感

- 「主体的・対話的で深い学びの実装」「多様性の包摂」「実現可能性の確保」を一体的に進め、多様な子供たちの「深い学び」を確かなものにすることを目指す今回の学習指導要領改訂の方向性は、妥当なものであると考えます。全ての子供が自らの人生を舵取りし、民主的で持続可能なより良い社会を創る力を育むことは、本協会が掲げる教員養成の使命と重なるものと認識しています。
- 教育課程の柔軟化を子供の学びの充実につなげるには、教師の高度な専門性と学校としての組織的取組が重要です。国立教員養成大学・学部としては、学びをデザインする高度専門職としての力量を備えた教師の育成をはじめ、次期学習指導要領の実現において大きな責任を負っていること、また各大学が地域の教員養成の中核として、積極的にその責任を果たすための取組を推進していく必要があると認識しています。
- 同時に、国立教員養成大学・学部は、改訂の理念や方策を学術的・実践的に検討し、学校現場とともに成果や課題を検証し、今回の改訂のさらに先を見据えた未来の教育の発展のために、先端的な研究を進める役割があると考えております。
- 一方で、人口減少に伴う教師不足、AI の社会浸透による子供の学習への影響など、学校教育をめぐる社会環境の急激な変化が予想され、教育課程の大きな変革を伴う次期学習指導要領の実現のプロセスは予測困難な面もあり、学習指導要領改訂の趣旨や意図が、想定どおりに展開しないことも考えられます。このため、学校現場における幼児児童生徒の状況等をモニターしながら、適宜アプローチの修正を図る必要があると考えます。本協会としても、そのような学校現場の状況を随時把握し、教員養成に生かしていきたいと考えています。
- 本協会としては、次期学習指導要領の円滑な実施に向けて、責任と役割を十分に果たせるよう努力して参ります。

2.　日本教育大学協会及び国立教員養成大学・学部としての取組方針

1. で述べた認識の下、具体的には、各国立教員養成大学・学部として以下のような取組を充実させていく必要があると考えており、本協会としても各大学間の知見の共有と

連携協力を推進していきます。

① 新たな学校教育をリードする教師の養成

- 幅広い教養と教科・教職の専門性を基盤に、「学びをデザインする高度専門職としての教師」を育てます。そのため、学生自身が目指す教師像を描き、学びを設計・実践・省察することを基盤とする、自律的・主体的な学びを重視した教職課程への改革を図ります。

  《取組事例》

  - 鳴門教育大学では、1年次からの学校体験活動と、4年間を通じた自身の教師像の振り返り・設計（セルフデザイン）を行う授業を一体的に実施している。
  - 東京学芸大学の「自律型カリキュラムデザイン」では、学生が目指す教師・教育者像と学びのテーマを定め、教育創成科目等の履修を、自ら設計する仕組みとなっている。
- 教員養成において、次期学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等の本質的な理解を捉え学習内容の関連付けや重点化を図りながら単元と評価を一体的に構想する力、教科横断的な視点でカリキュラムをデザインし改善する力、教育現場で関係者と対話しながら改革を前に進める力の育成に取り組みます。また、多様な背景や特性を持つ子供への深い理解と指導・支援の専門的知見を持った教師を育てます。
- 次期学習指導要領を効果的に展開する上で必要となる数理・データサイエンス・AIの素養と、子供の情報活用能力を育成するための指導力の向上を図ります。デジタル教科書やクラウド等を学生自身が学びに活用し、子供が学び方を選び、調整することを支える授業づくりにつなげたいと考えています。

② 教育委員会や学校との連携・支援強化

- 各大学が教師の力量形成を継続的に支える地域の拠点として中心的役割を果たせるよう、教員研修等において教育委員会と密接に連携するとともに、公私立大学等の関係機関との連携協力も進めます。短期履修プログラムやオンライン授業の充実により、現職の教師が働きながら継続的に学び合い専門性を深められる機会の充実を図ります。

  《取組事例》

  - 愛知教育大学では、日本語指導や不登校対応など地域の教育委員会が必要とする研修に大学教員を組織的に派遣し、教育現場の課題解決に資する教師の資質能力の高度化に貢献している。
  - 北海道教育大学では、教職大学院の授業を地域の教育委員会と連携して現場の教師に無償で提供するプログラムを実施し、教師の高度化を進めている。
- 次期学習指導要領の実施に当たり、教育委員会や学校現場を対象とした支援の在り方を検討し、具体的取組を進めます。例えば、大学の有する人材や組織を生かして、特定分野に特異な才能のある児童生徒への特別の教育課程の編成・実施や支援において、専門的な見地からの相談支援等を行います。

③　附属学校における公立学校のモデルの創出と先導的研究開発

・　国立大学附属学校が、次期学習指導要領の実施において公立学校に先導的モデルを示す存在となるよう、各校がそれぞれの研究課題や地域の状況等も踏まえつつ、調整授業時数制度の活用を含め、特色ある先進的取組を進めます。

・　さらに附属学校の一部では、教師の高い専門性や大学との連携体制を生かし、未来の学校の在り方を先導的に示す先端的研究校としての役割を果たしており、こうした知見も活用して、AI を活用した学習・指導の改善や、柔軟な教育課程の編成・実施に関する実践研究など、改訂の先も見据えた先端的研究に挑戦します。

3.　2.の実現に向けた文部科学省への期待

①　教員養成の質の向上に向けた支援

・　大学教員が次期学習指導要領への深い理解を学生の指導・支援に生かすとともに、その可能性や課題を学術的・実践的に検討し、改訂の先を見据えた議論や研究を深めることが重要です。文部科学省には、大学・学校現場と継続的に意見を交わし、研究成果や実践上の課題を今後の政策の検討・改善に生かす機会の充実を期待します。

・　学生と大学教員が、学校現場と同様にデジタル教科書等を利用できる環境整備への支援をお願いします。発行者との協議を通じ、利用許諾・アカウント・費用の課題を解決し、教材研究や模擬授業で日常的に活用できる条件整備を期待します。

・　ＡＩ活用や多様性包摂に関する教育課程を教員養成に取り込むためにも、これらの専門人材を配置することが不可欠です。指導要領の趣旨に沿って、次世代の教員を養成できるよう、専門人材の確保についての支援・配慮をお願いします。

②　大学側の体制整備支援

・　大学が教育委員会や学校、教師への支援を実施し、また大学間の連携を有機的に進めるためには、専門人材や連携担当職員等の体制整備が必要です。第５期中期目標期間も見据え、地域教育への貢献を持続できる財政基盤確保への支援をお願いします。

③　附属学校への支援

・　各附属学校の教師が、日常の教育活動と先進的モデル創出・研究活動及び成果還元の取組を両立できるよう、学校施設やデジタル環境の整備支援とともに、大学との共同研究や公立学校との連携を支える経費への支援をお願いします。

・　附属学校の研究成果を、次期学習指導要領の周知・研修等に積極的に活用いただくことを期待します。本協会としても、成果と課題を積極的に大学間で共有し、各大学・学校からの声を踏まえて改善を重ねていきます。

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会教育課程企画特別部会「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に関する意見

令和８年１０月３０日
国　立　大　学　協　会

国立大学及び国立大学協会は、これまで我が国の高等教育と学術研究を強力にリードするとともに、高等学校教育との適切な連携体制の構築と改善においても主導的な役割を果たしてきた。特に、各国立大学の入学者選抜の設計及び実施に関しては、大学入学者選抜は高等学校における教育と大学における教育を接続する教育の一環として実施するものとの認識の下、国立大学協会として主体的に関与している。今般示された教育課程企画特別部会「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」（以下「審議まとめ」という。）を踏まえ、高等学校教育と大学教育の円滑な接続、および自らの人生と未来社会を創造する人材育成の観点から、国立大学協会としての意見を申し述べる。

改訂の基本的方向性について

生成 AI をはじめとする先端技術が急速に普及する社会において、単なる知識の集積を超え、個別の知識・技能が相互に関連付けられ一般化された知識・技能の総合的な理解と、複雑な課題の解決に向けて個別の思考力・判断力・表現力等の組み合わせ等による総合的な発揮が両立する「自らの人生を舵取りする力と民主的で持続可能な社会の創り手」の育成を目指すことに賛同する。本協会「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」（令和７年３月）においても人材育成の更なる高度化を掲げており、社会における「知の総和」の維持及び増大を目指し、初等中等教育と高等教育との接続を意識しながら、次代を担う人材を一体となって育成していくことが重要である。

その実現に向け、①主体的・対話的で深い学びの実装、②多様性の包摂、③実現可能性の確保の３つの観点を基盤として改革を進めることにも異論はない。ただし、①と②の実現・両立が容易なことではない中で、教育課程実施に伴う教員の負担にも十分に配慮しながら、各学校における教育の質の向上と児童生徒の主体的な学びの充実に結び付けられるよう、必要な環境整備と支援を伴って着実に具体化されることを期待する。

「審議まとめ」の具体的記述について

（１）情報活用能力の抜本的向上と大学教育における学びとの円滑な接続

小学校「情報の領域」、中学校「情報・技術科」の創設や高等学校「情報科」の高度化は、AI 時代に必須である。現在、国立大学では全学生を対象とする数理・データサイエンス・AI 教育が普及しつつあり、初等・中等教育段階において情報技術の「活用」「適切な取扱い」「特性の理解」の３要素が一体的に培われることは、大学での高度な学びに繋がる不可欠な基盤となる。一方、国語や数学といった基礎的な教科から得られる「読む」「書く」「計算する」といった能力はあら

ゆる知識や技能の習得に必須であり、十分な時間数を確保することも欠かせない。よって、限られた時間数の中で情報活用能力と基礎学力を獲得できる教科横断的な授業を組み立てることのできる教員の質の向上と養成が求められる。国が先頭に立って教員研修の充実や教材開発の推進を図るなど、指導体制整備の一層の強化を期待するとともに、教員養成課程を有する国立大学においても協働していく。

（２）高等学校教育の質保証と基礎学力の確保（教科構成および単位数）

高等学校教育における新単位（17 単位時間＝1 単位）の導入や減単・組替えの柔軟化が進む中でも、高等学校教育の根幹である基礎学力の担保は欠かせない。大学進学後に求められる確かな学力や、「総合的な探究の時間」で修得すべき資質・能力が希薄化しないよう、必履修科目の科目数・単位数および各教科で涵養すべき資質・能力の着実な定着を保証されたい。

（３）アドミッションポリシーに基づく多様な入学者選抜における入学志願者の評価

国立大学では、総合型選抜や学校推薦型選抜の拡大等、入学志願者の能力等を多面的・総合的に評価する多様な入学者選抜を実施している。義務教育段階での「調整授業時数制度」や「マイ探究」等探究活動の実施、高校現場での柔軟な教育課程編成が可能となることで、生徒個々人の主体的探究や意欲的取り組みが促進され、培われる能力や学習成果も更に多様なものとなることが考えられる。これら取組をはじめとして総合的に育成される「思考力・判断力・表現力等」を高等学校自体がどのような基準で評価しているかがより明確となれば、各大学・学部等がそれぞれのアドミッションポリシーに基づき入学者選抜を実施する上での参考となり、更に良好な高大接続が構築されるものと考える。

また、多様な入学者選抜の中で、これら取組みを通じて培われた高校生の能力と学習成果が適切に評価されるよう、実施に向けたスケジュール等も含め、新たな学習指導要領等に関する情報ができるだけ早期に大学関係者に提供されることを希望する。

（４）高大連携の緊密化と現場への重層的支援

高等学校のカリキュラムで充実する探究学習の深化に向け、国立大学としても出前授業やオープンキャンパス、教員向け研修の提供等を通じて高校現場と協働し、地域の高大連携を強力に支援・強化していく努力を継続する。一方で、高校教員・大学教員ともに、連携を進めるためには人材・予算等の資源が必要であるため、国としての支援の拡充にもご配慮いただきたい。

終わりに

全国の国立大学において、先進的な入学者選抜の取組が進展している現状を踏まえ、国立大学協会としては、こうした多様かつ先進的な入学者選抜に適切に対応できるよう、選抜の公正性と妥当性を担保する実効性あるルール作りを引き続き主体的に進めていく予定である。

次期学習指導要領の改訂によって「深い学び」を経て育成された高い資質・能力と主体的な学びの意欲を持つ若者を、国立大学が誇る質の高い高等教育と先端研究を通じてさらに大きく伸ばし、我が国および国際社会の将来を担う人材として社会へ送り出す所存である。今後の具体的な学習指導要領等の策定や運用の検討にあたっては、大学関係者との緊密な協議・連携が重層的に図られることを強く希望する。

以　上

令和８年 10 月 30 日
教育課程企画特別部会
参　考　資　料　2

教育課程企画特別部会　ヒアリング等実施予定団体　一覧

【校長会関係】
全国連合小学校長会
全日本中学校長会
全国高等学校長協会
全国特別支援学校長会
全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会
全国連合退職校長会
全国公立学校教頭会
全国公立小・中学校女性校長会
全国へき地教育研究連盟

【幼児教育関係】
全国国公立幼稚園・こども園長会
全日本私立幼稚園連合会
公益社団法人全国幼児教育研究協会
特定非営利活動法人　全国認定こども園協会
一般社団法人全国認定こども園連絡協議会
一般社団法人認定こども園連盟

【教育委員会関係】
全国都道府県教育委員会連合会（全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会）
全国市町村教育委員会連合会
指定都市教育委員会協議会
全国都市教育長協議会
中核市教育長会
全国町村教育長会

【私立学校関係】
日本私立小学校連合会
日本私立中学高等学校連合会

【経済団体等関係】
一般社団法人新経済連盟
一般社団法人日本経済団体連合会
公益社団法人経済同友会
公益社団法人日本青年会議所
日本商工会議所
日本労働組合総連合会

【教職員関係】
日本教職員組合
全日本教職員組合
全日本教職員連盟
日本高等学校教職員組合
全国教育管理職員団体協議会
公益社団法人全国学校栄養士協議会
全国養護教諭連絡協議会
全国公立小中学校事務職員研究会
全国公立高等学校事務職員協会

【体育・文化関係】
公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本学校体育研究連合会
公益社団法人全国高等学校文化連盟
公益社団法人全国公立文化施設協会
公益財団法人日本宗教連盟

【大学関係】
一般社団法人公立大学協会
一般社団法人国立大学協会
日本教育大学協会
全国公立短期大学協会
日本私立大学団体連合会
一般社団法人日本私立大学連盟
日本私立大学協会
日本私立短期大学協会

【保護者・若者等関係】
公益社団法人日本ＰＴＡ全国協議会
一般社団法人全国高等学校ＰＴＡ連合会
一般社団法人日本若者協議会
全国特別支援教育推進連盟